

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

化学物質の適正管理 届出の手引き



令和8年5月

名古屋市環境局

目 次

1	はじめに	1
2	用語の説明	2
3	化管法と環境保全条例の比較（届出制度）	3
4	環境保全条例に基づく化学物質適正管理の概要	4
5	化学物質適正管理指針の概要	5
6	化管法と環境保全条例 届出の判定フロー図	8
7	特定化学物質取扱量届出書の記入例及び記入要領	9
8	特定化学物質等適正管理書届出書の記入例及び記入要領	16
9	VOC（揮発性有機化合物）対策について	25
10	届出書の提出方法	26
11	Q&A	27

【参考資料】

○	対象業種	28
○	対象化学物質	30
○	VOC（揮発性有機化合物）に該当する主な物質	39
○	政令で定める製品の要件	40
○	特別要件施設	41
○	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例・同施行細則（抄）	42
○	環境保全条例に基づく様式	49
○	化学物質適正管理指針	54

1 はじめに

近年、私たちの身のまわりでは数万種類の化学物質が様々な分野で製造・使用されており、生活の質を維持向上するうえで欠かせないものとなっています。

一方で、ダイオキシン類、内分泌かく乱化学物質など化学物質による環境汚染が社会問題となり、適正管理を行うことが課題となりました。しかし、多種多様な化学物質に対しては、従来のような規制方法では、問題に対応できない可能性が高くなってきました。そこで、PRTR制度という新たな手法を取り入れた法律「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）が平成11年7月に公布され、事業者が自主的に化学物質を管理するための仕組みづくりが始まりました。

また、名古屋市でも平成15年3月に「市民の健康と安全を確保するための環境の保全に関する条例」（環境保全条例）を公布しました。この条例に基づき、化学物質の適正管理のために、対象事業者の方に取扱量の把握及び届出、特定化学物質等適正管理書の作成及びその届出をしていただいています。

本市では、南海トラフを震源とする大規模な地震の発生が懸念されており、災害の切迫度も増しています。災害時の化学物質の流出等を防止するためには、平時から事故予防対策に取り組んでおくことが重要です。事業者の皆様におかれましては、化管法や環境保全条例の趣旨を理解し、化学物質の適正な管理対策を一層推進するとともに、化学物質に関するリスクコミュニケーションにも積極的に取り組み、化学物質による不安のない社会づくりに貢献していただきたいと思いをします。

なお、この手引きは、平成16年6月に発行後、平成19年3月にVOC（揮発性有機化合物）対策の内容を加筆、平成20年11月の化管法施行令の一部改正による対象業種、対象化学物質の変更の反映、令和5年4月に環境保全条例の電子届出の受付について追記する等の改訂をしました。また、令和5年12月に化管法施行令及び施行細則の一部改正による対象化学物質、届出様式の変更を反映しました。届出をされる際の参考として活用してください。

【PRTR制度に関するウェブサイト】

- 経済産業省製造産業局化学物質管理課 TEL 03-3501-0080
URL : https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html
- 環境省環境保健部環境安全課 TEL 03-5521-8259
URL : <https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- 化学物質とPRTR（愛知県）
URL : <https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/>

2 用語の説明

この手引きにおいて使用する用語は、次のとおりです。

用 語	説 明
化管法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
PRTR 制度	化管法のなかで、化学物質の環境への排出量及び移動量の把握とその届出等について定めた制度
環境保全条例	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例
環境保全条例施行細則	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則
事業者	化学物質を取り扱う事業者
工場等	工場及び事業場
特定化学物質	その性状、使用状況等からみて特に適正管理が必要とされる化学物質として環境保全条例施行細則で規定する物質 (化管法に基づく「第一種指定化学物質」と同じ)
特定化学物質等	特定化学物質及び特定化学物質を含有する製品であって環境保全条例施行規則で定める要件に該当するもの (化管法に基づく「第一種指定化学物質等」と同じ)
特定化学物質等取扱事業者	環境保全条例に基づき取扱量の把握及び届出をする必要のある事業者
化学物質適正管理指針	環境保全条例第 46 条に基づき定められた事業者が化学物質を適正に管理するために講ずべき措置等を示した指針

3 化管法と環境保全条例の比較（届出制度）

		化管法（PRTR 制度）	環境保全条例（第 46～51 条）
届出要件	業種 (12、28 頁参照)	製造業等 24 業種	
	従業員数 (11 頁参照)	事業者が常時使用する従業員数（全社の合計）が 21 人以上	
	対象化学物質 (30 頁参照)	第 1 種指定化学物質	特定化学物質
		515 物質※ ¹	
	年間取扱量 (15 頁参照)	工場等で 1 トン以上 (特定第 1 種指定化学物質については 0.5 トン以上)	
	その他 (41 頁参照)	特別要件施設 (年間取扱量に関わらず対象)	
届出内容 (8 頁参照)	前年度 4 月 1 日～3 月 31 日の 排出量及び移動量	前年度 4 月 1 日～3 月 31 日の 取扱量	
提出期間 (26 頁参照)	毎年度 4 月 1 日～6 月 30 日		

○この他に、環境保全条例では、取扱量の届出が必要な工場等のうち、常時使用する従業員の数が 21 人以上の工場等※² について、特定化学物質等適正管理書（16 頁参照）を工場等ごとに作成し、届け出を行う必要があります。工場等が新たに要件に該当することとなった場合は、その日から 6 か月以内に届出を行うとともに、適正管理書の内容を変更した場合は、速やかに届け出ることとなっています。

※¹ 令和 3 年 10 月の化管法施行令の一部改正により、第一種指定化学物質が 515 物質に見直されました。

※² 全社の合計ではなく、個々の工場等ごとに判断します。

4 環境保全条例に基づく化学物質適正管理の概要

(1) 主旨

化学物質を取り扱う事業者に対し、化学物質に関する自主的な適正管理を促し、化学物質による環境汚染の未然防止を図ります。

(2) 内容

ア 化学物質適正管理指針

市長は、化学物質を取り扱う事業者が、化学物質を適正に管理するために講ずべき措置等を示した指針（化学物質適正管理指針）を定め、公表します。

イ 取扱量の把握・届出

特定化学物質等取扱事業者は、毎年度、工場等ごとに、特定化学物質ごとの取扱量を把握し市長へ届け出なければなりません。

【届出対象事業者】

次のすべての要件を満たす事業者が届出の対象です。

- ① 化管法の対象業種と同じ 24 業種を営んでいる。
- ② 常用雇用者数（全社）が 21 人以上である。
- ③ 次のいずれかに該当する工場等を設置している。
 - a 化管法に規定する第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 トン以上
 - b 化管法に規定する特定第一種指定化学物質の年間取扱量が 0.5 トン以上

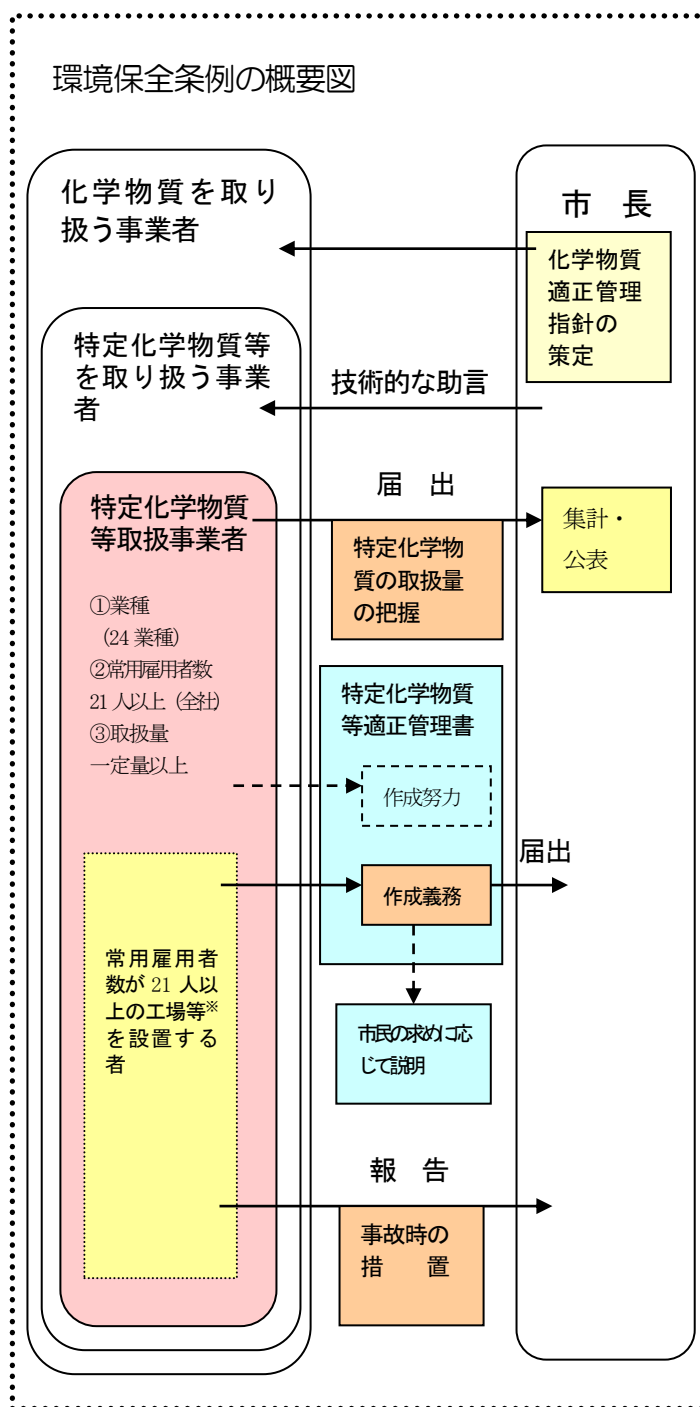
ウ 特定化学物質等適正管理書の作成・届出

特定化学物質等取扱事業者のうち、常用雇用者数が 21 人以上の工場等^{*}を設置する者は、特定化学物質等適正管理書を作成し市長へ届け出なければなりません。

また、周辺住民等から求めがあったときは、その内容を説明するよう努めなければなりません。

エ 事故時の措置

特定化学物質等取扱事業者のうち、常用雇用者数が 21 人以上の工場等^{*}を設置する者は、特定化学物質が排出され、人の健康や周辺の環境に係る被害を生じる事故が発生したときは、応急措置を講ずるとともに事故の状況等を報告しなければなりません。



○ 施行期日：平成 16 年 4 月 1 日

^{*}全社の合計ではなく、個々の工場等ごとに判断します。

5 化学物質適正管理指針の概要

1 目的

この指針は、条例第 46 条第 1 項の規定に基づき、事業者が化学物質を自主的に適正に管理するために講ずべき措置等について定めることを目的としている。

2 化学物質の適正管理の方法

事業者が化学物質を適正に管理するための対策や取扱量の算出方法等を定める。
事業者は化学物質の管理方針を定め、それに即した管理計画を実施し、継続的に見直すことにより自主的な管理の改善を図る。また、事業者は化学物質に関する情報を収集し、取扱量を把握した上で、取扱工程や取扱施設の状況にあわせた管理対策を実施する。

- (1) 適正管理を行う化学物質
特定化学物質、及び事業者が自主的に選定した化学物質を適正に管理する。
- (2) 管理方針等の策定
管理方針に即して、具体的な目標、達成の方策等の管理計画を定め、実施する。
- (3) 化学物質の情報の収集及び整理
 - ・ SDS（安全データシート）等に基づき、化学物質の性状等に関する情報を収集、整理する。
 - ・ 化学物質の排出抑制に関する技術情報を収集するよう努める。
- (4) 化学物質の取扱量の把握
取扱量は「製造量」、「使用量」及び「その他の取り扱う量」を合計し算出する。（詳細は 15 頁へ）
- (5) 化学物質の取扱工程の把握
各取扱工程の作業内容と化学物質の環境への排出量を確認する。
- (6) 化学物質の管理対策
 - ・ 取扱施設の保守管理
 - ・ 化学物質の排出抑制対策
 - ・ 化学物質の再利用等使用の適正化
 - ・ 化学物質の新規導入時の配慮
 - ・ 取扱マニュアルの作成

3 化学物質に関する市民への情報提供

事業者は、化学物質の排出状況や管理の状況について市民の理解の増進を図るため、窓口を明確にするほか、環境報告書の作成、配布を行うなど情報の提供に努める。

4 事故の未然防止対策及び事故時の措置

事業者は、化学物質に係る事故の発生の未然防止対策や事故時の措置を定める。

(1) 事故の未然防止対策

- ・ 取扱施設に係る事故の防止対策
- ・ 工場等外への流出防止策
- ・ 事故処理マニュアルの作成

(2) 事故時の措置

- ・ 事故の状況の把握と応急措置
- ・ 関係機関への通報及び周辺への広報
- ・ 環境調査の実施
- ・ 再発防止策

5 管理体制の整備

事業者は、本指針2から4までに定める措置を適切に実施するための管理組織を設置し、その業務を明確にするとともに、従業員への研修や事故を想定した訓練を実施する。

(1) 管理組織の設置

管理責任者、各部門における責任者を選任するとともに、管理組織を設置し、役割分担を明らかにした組織図を作成する。

(2) 管理責任者等の業務

- ・ 管理責任者は、管理組織において各部門における責任者の職務分担の決定に関することなどについて検討し、その結果を事業者に報告する。
- ・ 各部門における責任者は、管理責任者が定めた職務分担に従い化学物質を取り扱う担当者を指導し、適正に取り扱うよう努める。

(3) 従業員への研修及び訓練等の実施

- ・ 化学物質の適正な管理に関する知識及び技能向上を図るための研修を実施する。
- ・ 事故を想定した訓練を定期的かつ計画的に実施する。

6 ISO14001による環境管理システムとの関係

事業者が、本指針2から4までに定める措置をISO14001による環境管理システム等において実施している場合は、その措置を本指針に基づく措置とすることができる。

7 特定化学物質等適正管理書の作成

事業者は、特定化学物質の管理方法や事故時の措置等について取りまとめた特定化学物質等適正管理書を作成する。

- (1) 管理方針及び管理計画
- (2) 取り扱う特定化学物質の名称
- (3) 特定化学物質の取扱施設における管理方法
- (4) 事故の未然防止対策及び事故時の措置
- (5) 管理組織

7 特定化学物質取扱量届出書の記入例及び記入要領

○「本紙」の記入例

第12号様式（第44条関係）

特定化学物質取扱量届出書			
		令和8年4月15日	
名古屋市長 様		※1	
届出者 郵便番号 〒460-0001 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
名 称 株式会社 なごや 代表者氏名 代表取締役社長 名古屋 太郎			
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第48条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。			
工場等の名称	株式会社 なごや 本社工場 ← ※2		
工場等の所在地	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目1番1号 ← ※3		
工場等において常時使用される従業員の数	200人 ← ※4		
事業者が常時使用する従業員の数（全社）	2500人 ← ※5		
工場等において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード	
	うち主たるもの	金属製品製造業 ← ※6	2800
		自動車卸売業	5220
		商品検査業	8620 ← ※7
特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量	別紙番号（1～2）のとおり ← ※8		
本届出が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第45条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）	1 有 ② 無		
連絡先	担 当 部 署	環境部 環境保全課 ← ※9	
	担 当 者 氏 名	環 境 守	
	電 話 番 号 等	TEL 052-972-0000 Fax 052-972-xxxx E-mail ΔΔΔΔ@kankyokyo.city.nagoya.lg.jp	
※ 整理番号	← ※10		

注1 「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数（全社）」の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した事業者にあつては、事業を開始した日）における人数を記載してください。

2 「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場等にあつては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。

3 ※印のある欄は記載しないでください。

備考 届出書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

○「本紙」の記入要領

※ 1 『届出者』

- 届出者の住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）を記入してください。
- 押印は必要ありません。
- 郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地区で通常用いられるものを記入してください。
- 届出者は、その工場等の届出を工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長など当該工場等の化学物質の管理に責任を有する者に届出者の代理人として委任することができます。その場合には、委任状の添付は必要ありませんが、法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。

※ 2 『工場等の名称』

- 工場等（工場、事業場、営業所等）の名称を記入してください。
- 複数の工場等を有する事業者にあつては、それぞれの工場等の区別が付くように名称を記入してください。（異なる工場等には異なる名称を、また、特に名称がないような場合にも、本届出の便宜を図るため適切な名称を付してください。）
- 化管法の届出と合わせてください。

※ 3 『工場等の所在地』

- 工場等の所在地を記入してください。

※ 4 『工場等において常時使用される従業員の数』

- 当該工場等において常時使用される従業員の人数を記入してください。
- 従業員の数の考え方は、11 頁を参照してください。
- 化管法の届出と合わせてください。

※ 5 『事業者が常時使用する従業員の数（全社）』

- 事業者が全社において常時使用する従業員の数を入力してください。
- 従業員の数の考え方は、11 頁を参照してください。

※ 6 『工場等において行われる事業が属する業種』

- 「業種名」及び「業種コード」には 28 頁の対象業種コード表（表1）の中から、当該工場等において行われる事業が属する対象業種及び対応する業種コード（4桁）を記入してください。
- 業種の考え方は、12 頁を参照してください。

常時使用される従業員数の考え方（特定化学物質取扱量届出書）

○ 化管法の考え方と同じです。

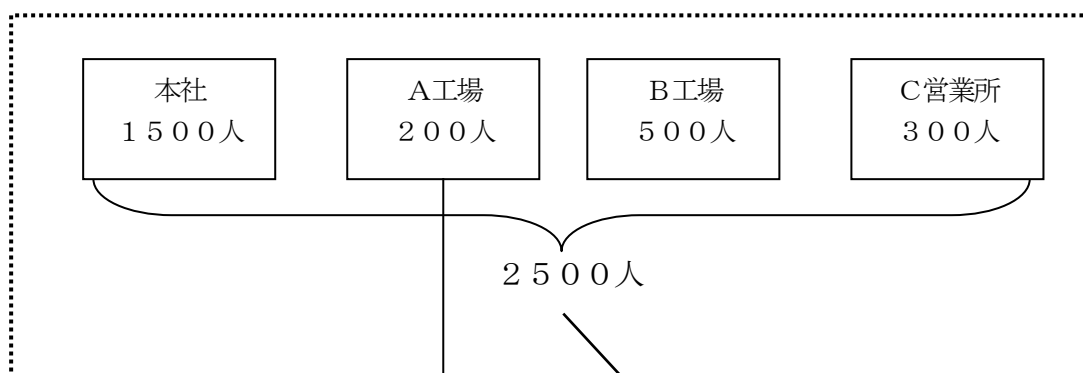
排出量等を把握する該当年度の4月1日の時点で期間を定めずに使用されている者もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者、又は、排出量等の把握対象年度の前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者をいいます。また、常時使用される従業員の数には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。

次の表に、常時使用される従業員として数える例（“○”のもの）を示します。

役員	正社員等	嘱託、アルバイト、パート等	他への派遣者（出向者）	別事業者への下請け労働	他からの派遣者	別事業者からの下請け労働
× ^{※1}	○	○ ^{※2}	×	×	○	○

※1 役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般社員と同じ給与規則によって給与を受けている者は、常時使用する従業員の数として数えます。

※2 上記に該当する場合は、常時使用する従業員に含まれます。



< A工場に関する届出書 >

工場等において常時使用される従業員の数	200人
事業者が常時使用する従業員の数（全社）	2500人

○ 「PRTR排出量等算出マニュアル第5.1版 第Ⅱ部 解説編」（令和6年3月 経済産業省・環境省）pⅡ-9~10を参照してください。

業種の考え方

- 化管法の考え方と同じです。
- 複数の業種を営む工場等にあつては、当該工場等が営んでいる業種の中から届出の対象となっている業種をすべてあげ、その中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に関係する業種を「主たる業種」とし、それ以外に営んでいる対象業種を「従たる業種」とします。

* 例：工場等が営んでいる業種（売上高）が以下の場合
金属製品製造業（10 億円）、塗装工事業（7 億円）、塗装卸売業（3 億円）、
自動車卸売業（2 億円）、商品検査業（1 億円）

業 種 名		業種コード
うち主たるもの	金属製品製造業	2800
	自動車卸売業	5220
	商品検査業	8620

※塗装工事業、塗装卸売業は届出対象業種ではありませんので、
記入する必要はありません。

※ 7 『特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量』

- 添付する別紙の枚数を記入してください。なお、環境保全条例施行細則第 45 条第 1 項の請求を行う物質がある場合、その物質はこの枚数に含まないでください。

※ 8 『本届出が条例施行細則第 45 条第 1 項の請求に係るものであることの有無』

- 当該工場等について、環境保全条例施行細則第 45 条第 1 項に基づく秘密情報の請求を行わない場合は、「無」に○印を付けてください。
- 秘密情報の請求を行う場合は、事前にご相談ください。

※ 9 『連絡先』

- 届出の受理後、名古屋市から内容等について問い合わせをさせていただくことがありますので、届出担当者の所属する部署、氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを記入してください。

※ 10 『整理番号』

- この欄には記入しないでください。

○「別紙」の記入例

別紙

別紙番号	1
------	---

※5

特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量

番号	特定化学物質の管理番号	特定化学物質の名称	年間取扱量 (kg/年)
1	第281号	トリクロロエチレン	1500
2	第308号	ニッケル	1200
3	第309号	ニッケル化合物	1200
※1	第 ※2	※3	※4
	第 号		

整理番号	※
------	---

※6

- 注1 別紙が2枚以上になる場合には、「別紙番号」の欄に通し番号を記載してください。
- 2 「特定化学物質の管理番号」の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出（以下「PRTR届出」という。）の際に記載する管理番号の順に記載してください。
- 3 「特定化学物質の管理番号」及び「特定化学物質の名称」の欄には、PRTR届出の際に記載する第1種指定化学物質の管理番号及び名称を記載してください。
- 4 「年間取扱量」の有効数字は、2桁とします。
- 5 ※印のある欄は記載しないでください。

○「別紙」の記入要領

<注意事項>

別紙1枚で特定化学物質5物質分の年間取扱量の届出ができます。

(化管法の届出書「別紙」は、第一種指定化学物質ごとに1枚ずつ作成します。)

※ 1 『番号』

○順番に番号を付けてください。なお、2枚以上になる場合は通し番号を付けてください。

※ 2 『特定化学物質の管理番号』

○化管法第5条第2項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出（PRTR制度の届出）に記載するそれぞれの物質ごとに付された管理番号をアラビア（算用）数字で記入してください。（30頁の対象化学物質（表2）を参照してください。）

その際は、数字の小さい順に並べてください。

※ 3 『特定化学物質の名称』

○PRTR制度の届出に記載する第1種指定化学物質の名称（別名がある場合には、当該別名）を記入してください。（30頁の対象化学物質（表2）を参照してください。）複数の別名がある場合は、最初に記載している別名を記入してください。

※ 4 『年間取扱量』

○取扱量の把握年度（前年度4月1日～3月31日）1年間における特定化学物質ごとの取扱量を記入してください。

○取扱量の考え方は、15頁を参照してください。

<数字の扱い>

取扱量は有効数字2桁で記入してください。

有効数字2桁とは、上から3桁目を四捨五入して算出することをいいます。

例：
$$3, \overset{60}{\cancel{56}}0 \text{ kg} \rightarrow 3, 600 \text{ kg}$$

$$87, \overset{00}{\cancel{23}}0 \text{ kg} \rightarrow 87, 000 \text{ kg}$$

取扱量の考え方

- 化管法の考え方と同じです。
- 化管法や環境保全条例でいう「その他の取り扱う量」に該当するものは、この手引きでは、便宜上「製造量」又は「使用量」に含めて算出するようにしています。

- 取扱量とは

$$\text{取扱量} = \text{使用量} + \text{製造量}$$

- 使用量
工場等で使用した特定化学物質の量です。

$$\text{使用量 (kg)} = [\text{年間受け入れ量}] + [\text{年度当初在庫量}] - [\text{年度末在庫量}]$$

工場等で購入している製品のSDS（安全データシート）から含有物質、含有率を把握してください。
その中に特定化学物質に該当する物質があれば、その製品の使用量に含有率を乗じて、物質ごとの使用量を算出してください。

- 製造量
化学反応等により新たに製造した化学物質の量で、副生成物も含まれます。
（例：対象物質を排水処理などの過程で生成している場合）
- 元素等に換算する化学物質が含有されている場合は、金属元素への換算係数により換算してください。
- 工場等内で再利用している量を別途足し合わせる必要はありません。購入（または搬入）量、在庫量等から算出する年間使用量にすでに含まれています。

※ 取扱量の算出方法は、「P R T R排出量等算出マニュアル第5.1版 第Ⅱ部 解説編」（令和6年3月経済産業省・環境省）pⅡ15～34にも掲載されていますので、参考にしてください。

※ 5 『別紙番号』

- 別紙が2枚以上になる場合は、別紙番号を通し番号で付けてください。

※ 6 『整理番号』

- この欄には記入しないでください。

8 特定化学物質等適正管理書届出書の記入例及び記入要領

○記入例

第14号様式（第46条関係）

特定化学物質等適正管理書届出書		令和8年4月15日	
名古屋市長 様		※1	
届出者 郵便番号 〒460-0001		住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
※2		名称 株式会社 なごや	
		代表者氏名 代表取締役社長 名古屋 太郎	
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第49条第2項の規定により、特定化学物質等適正管理書の作成（変更）について、次のとおり届け出ます。			
工場等の名称	株式会社 なごや 本社工場 ※3		
工場等の所在地	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目1番1号 ※4		
工場等において常時使用される従業員の数	200人 ※5		
事業者が常時使用する従業員の数（全社）	2500人 ※6		
工場等において行われる事業が属する業種	業 種 名		業種コード
	うち主たるもの	金属製品製造業 ※7	2800
		自動車卸売業	5220
		商品検査業	8620
特定化学物質等適正管理書	別添のとおり ※8		
変更の概要	※9		
連絡先	担当部署	環境部 環境保全課 ※10	※ 整理番号
	担当者氏名	環境 守	※11
	電話番号等	TEL 052-972-0000 Fax 052-972-xxxx E-mail ΔΔΔΔ @kankyokoku.city.nagoya.lg.jp	

注1 特定化学物質等適正管理書は、工場等ごとに作成してください。

2 「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数（全社）」の欄には、届出日における人数を記載してください。

3 「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場等にあつては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。

4 「変更の概要」の欄には、変更の届出の場合にのみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させてください。

5 ※印のある欄は記載しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

○記入要領

※ 1 『届出者』

- 届出者の住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）を記入してください。
- 押印は必要ありません。
- 郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地区で通常用いられるものを記入してください。
- 届出者は、その工場等の届出を工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長など当該工場等の化学物質の管理に責任を有する者に届出者の代理人として委任することができます。その場合には、委任状の添付は必要ありませんが、法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。

※ 2 『作成（変更）』

- どちらかを二重線で取り消してください。
例：作成の場合 → **変更**

※ 3 『工場等の名称』

- 工場等（工場、事業場、営業所等）の名称を記入してください。
- 複数の工場等を有する事業者にあつては、それぞれの工場等の区別が付くように名称を記入してください。（異なる工場等には異なる名称を、また、特に名称がないような場合にも、本届出の便宜を図るため適切な名称を付してください。）

※ 4 『工場等の所在地』

- 工場等の所在地を記入してください。

※ 5 『工場等において常時使用される従業員の数』

- 当該工場等において常時使用される従業員の人数を記入してください。
- 従業員の数の考え方は、11 頁を参照してください。

※ 6 『事業者が常時使用する従業員の数（全社）』

- 事業者が全社において常時使用する従業員の数を記入してください。
- 従業員の数の考え方は、11 頁を参照してください。

※ 7 『工場等において行われる事業が属する業種』

- 「業種名」及び「業種コード」には 28 頁の対象業種コード表（表1）の中から、当該工場等において行われる事業が属する対象業種及び対応する業種コード（4桁）を記入してください。
- 業種の考え方は、12 頁を参照してください。

常時使用される従業員数の考え方（特定化学物質等適正管理書）

○ 届出書には以下の考え方に従い、届出日における人数を記入してください。

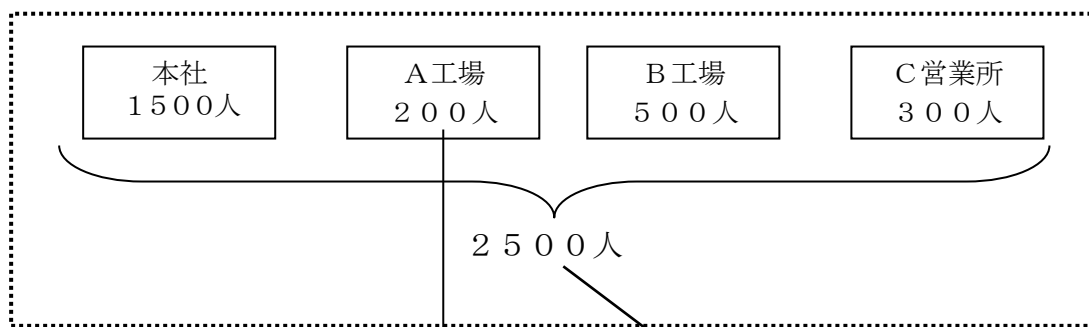
常時使用される従業員とは、期間を定めずに使用されている人もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者、又は前月及び前々月中にそれぞれ18日以上使用されている者をいいます。また、常時使用される従業員には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。

次の表に、常時使用される従業員として数える例（“○”のもの）を示します。

役員	正社員等	嘱託、アルバイト、パート等	他への派遣者（出向者）	別事業者への下請け労働	他からの派遣者	別事業者からの下請け労働
× ^{※1}	○	○ ^{※2}	×	×	○	○

※1 役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般社員と同じ給与規則によって給与を受けている者は、常時使用する従業員の数として数えます

※2 上記に該当する場合は、常時使用する従業員に含まれます。



< A工場に関する届出書 >

工場等において常時使用される従業員の数	200人
事業者が常時使用する従業員の数（全社）	2500人

※ 8 『特定化学物質等適正管理書』

○20頁からの作成例を参考に作成し、届出書に添付してください。

※ 9 『変更の概要』

○変更の届出の場合に記入してください。

○変更の届出は、以下の項目について適正管理書に変更があった場合必要となります。判断に迷う場合は事前にご相談ください。

(1) 管理方針及び管理計画

例 管理方針や管理計画の内容変更

(2) 取り扱う化学物質の名称

例 化学物質の追加・削除

(3)取扱施設における管理方法

例 管理方法の変更

(4)事故時等の防止対策

例 事故時等の連絡通報体制の変更

(5)管理組織

例 組織の名称変更、役割分担の変更

※ 10 『連絡先』

○届出の受理後、名古屋市から内容等について問い合わせをさせていただくことがありますので、本届出の担当者の所属する部署、氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを記入してください。

※ 11 『整理番号』

○この欄には記入しないでください。

○特定化学物質等適正管理書の作成例

以下に作成例（特定化学物質以外のVOC^{*}についての削減目標等の内容も含んだものです。）を示しますが、あくまでも作成例なので、工場等の業務内容に合った特定化学物質等適正管理書を作成してください。

※VOCについては25頁を参照してください。

特定化学物質等適正管理書

令和8年5月1日作成

(1) 管理方針及び管理計画

ア 管理方針

- a 化学物質による事故の未然防止に努める。
- b 化学物質の排出量、使用量の削減を進める。

イ 管理計画

(目標)

- | | |
|---------------------------|-----------|
| a 使用している化学物質に関してリスク評価を行う。 | (時期) 令和9年 |
| b トリクロロエチレンの排出量を1割削減する。 | 令和8年 |
| c トルエン、酢酸エチルの排出量を1割削減する。 | 令和10年 |

(方策)

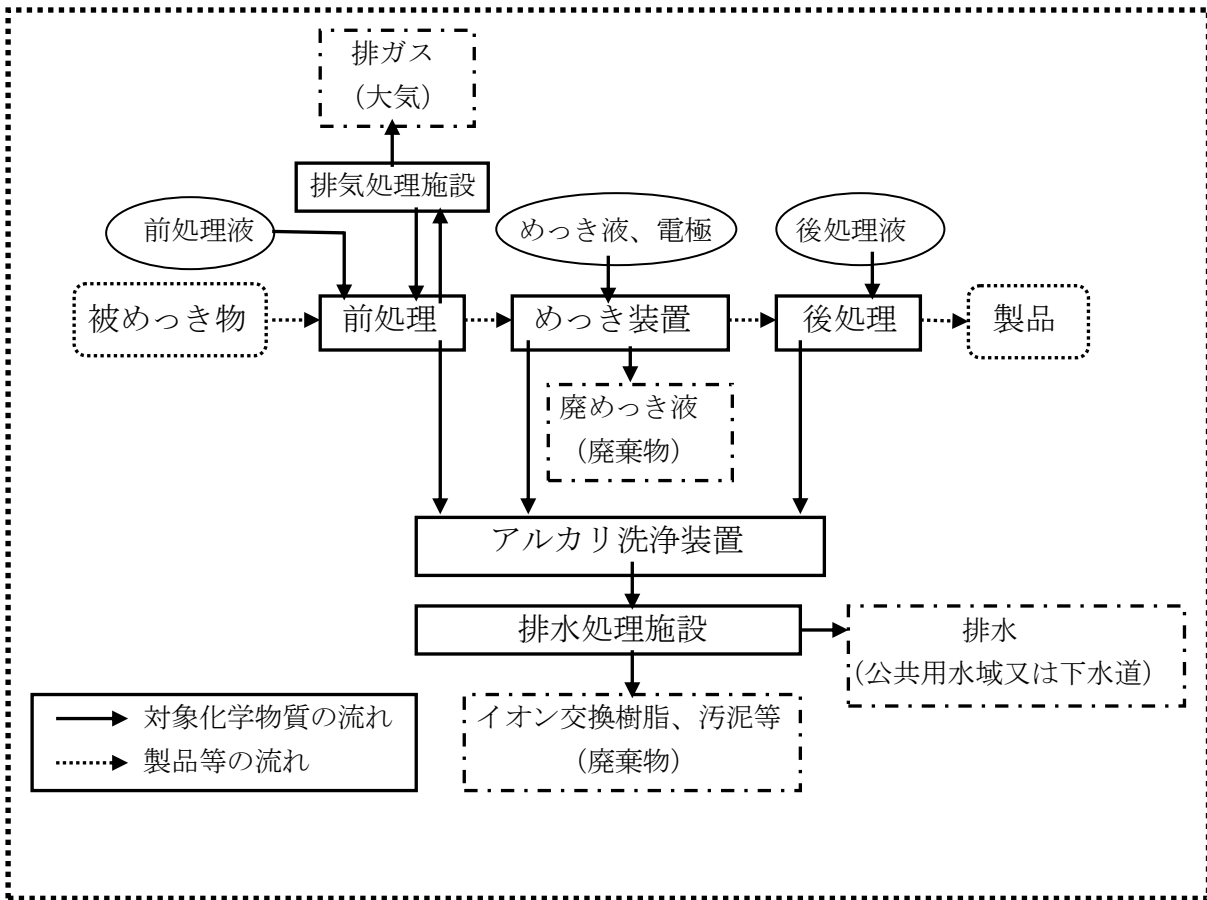
- a 文献調査、周辺環境濃度調査の実施
- b 作業場の気密化、排ガス処理施設（活性炭吸着装置）の設置

(2) 取り扱う特定化学物質及びVOC（特定化学物質を除く）の名称

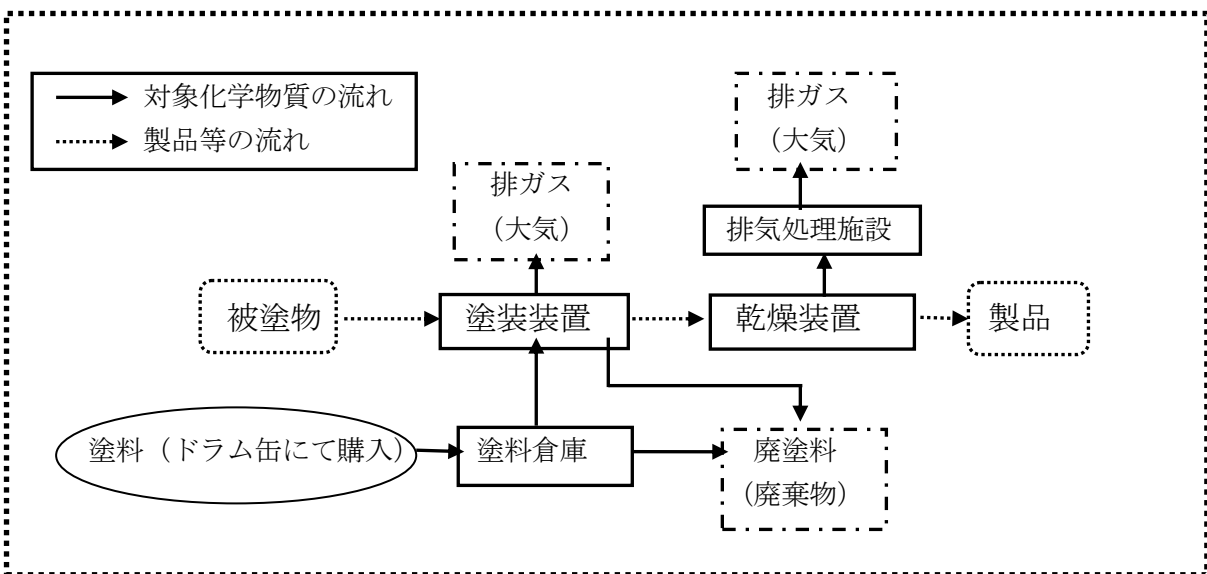
	特定化学物質 の管理番号	特定化学物質の名称
特定 化学 物質	第281号	トリクロロエチレン
	第308号	ニッケル
	第300号	トルエン
	第309号	ニッケル化合物
V O C	—	酢酸エチル

(3) 特定化学物質の取扱施設における管理方法

- 前処理施設【トリクロロエチレン】
- めっき施設【ニッケル】 【ニッケル化合物】



- 塗装施設【トルエン】 【酢酸エチル】



ア 化学物質の環境への排出防止対策

- ・ 排出防止対策施設（排気処理施設・排水処理施設）の設置
- ・ 管理方法
 - a 毎日の日常点検により施設の運転状況の異常有無を確認する。
 - b 1ヶ月に1回の定期点検により施設各部の緩み、漏れ、亀裂、腐食等を点検する。
 - c 6ヶ月に1回の定期点検により処理効率の確認、運転条件の見直し等を行う。

イ 化学物質の再利用等使用の合理化

- a めっき前処理施設の排気処理施設（凝集冷却装置）における回収・再利用により、トリクロロエチレンの使用量を削減する。
- b 取扱い工程を改善し、製品に付着してくみ出されるめっき液を削減する。
- c 排水処理のクローズドシステム化により化学物質の漏洩を防止する。
- d イオン交換樹脂装置により重金属を分離回収し、循環利用する。

ウ 取扱マニュアルの整備

次の内容を記載した取扱マニュアルを整備する。

- a 購入（化学物質の登録、購入量及び在庫量の記録方法）
- b 貯蔵（貯蔵量の限度、貯蔵場所及び方法）
- c 表示（貯蔵場所に注意事項等の表示）
- d 取扱（取扱方法及び設備、取扱上の注意事項、取扱量の記録方法）
- e 廃棄（保管及び処理方法）

(4) 事故時等の防止対策

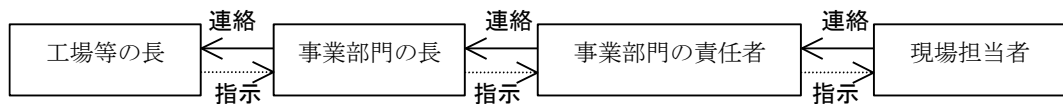
ア 事故の未然防止対策

- a 施設、設備、機器類、貯蔵施設の定期点検
年4回定期点検を実施し、その結果を点検簿に記載
労働安全衛生法に基づく点検を実施し、その結果を点検簿に記載
- b 誤作動防止のための表示
- c 中和剤、薬品類の保管
- d 転倒防止装置等安全器具の設置
- e 事故事例等の収集（発生原因、被害）、分類整理・・・環境保安課に常備

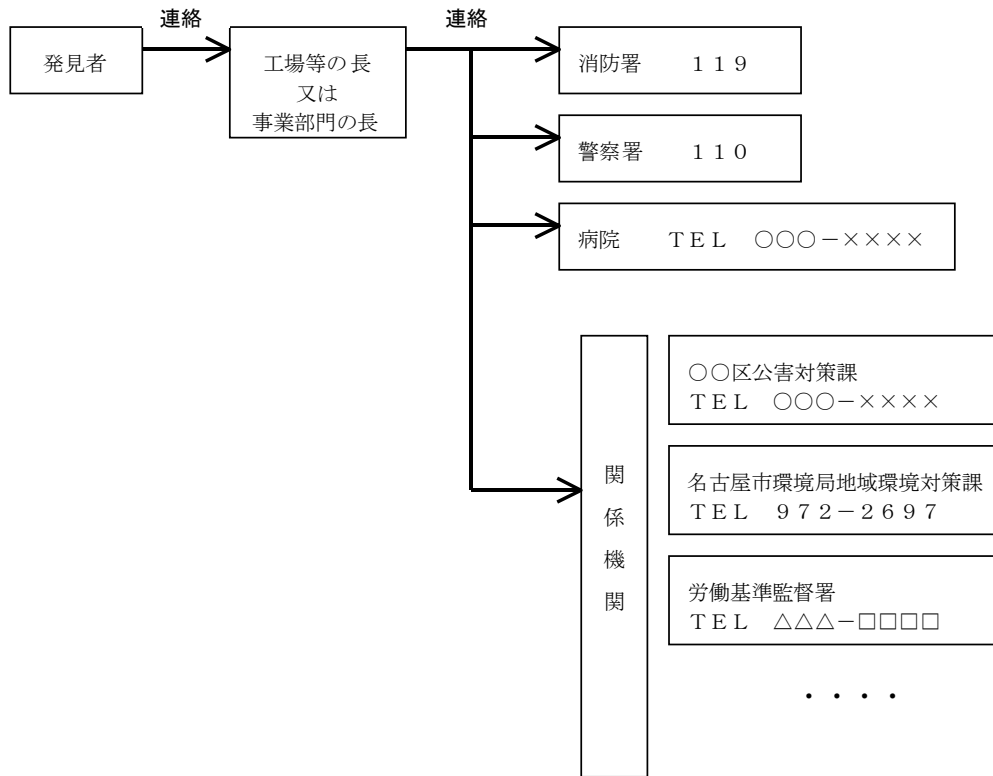
イ 事故時の汚染拡大防止対策

- a 事故を早期に発見するための検知警報装置の設置
- b 漏出した化学物質を回収するための流出防止溝、非常用貯留槽の設置
- c 応急措置のための流出防止機材（中和処理剤、オイルマット）の設置
- d 安全確保のための消火設備、防災防護服の設置
- e 関連施設の運転停止
（非常運転停止装置を作動、遮断装置（仕切弁等）を閉止）
- f 施設や遮断装置の停止箇所を明示

ウ 社内の命令指揮系統

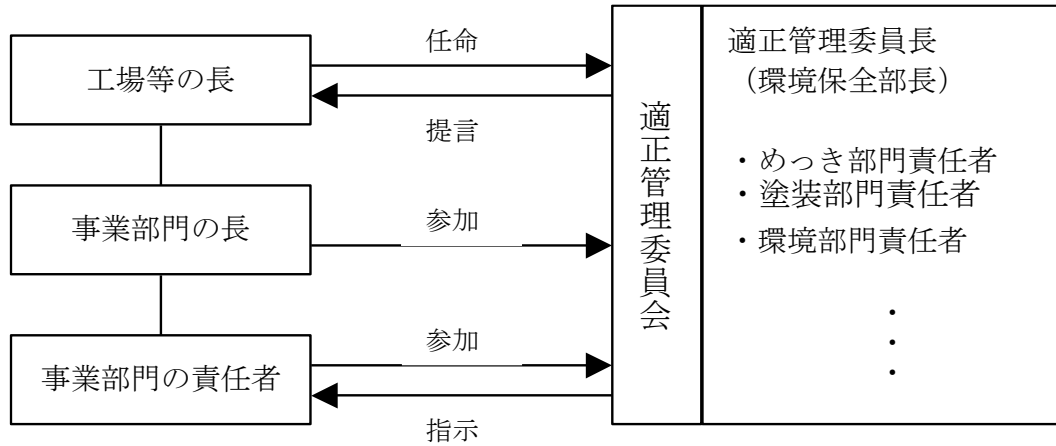


エ 社外への連絡通報体制



(5) 管理組織

- 管理組織の名称 「株式会社なごや 本社工場 化学物質適正管理委員会」
- 管理組織図



[管理責任者等の役割分担]

- 適正管理委員長
適正管理委員会の統括
環境管理目標及び方針の作成
- めっき部門責任者
めっき工程に関する安全管理
環境への排出削減に係る取り組みの推進
事故処理マニュアルの作成
- 塗装部門責任者
塗装工程に関する安全管理
環境への排出削減に係る取り組みの推進
事故処理マニュアルの作成
- 環境部門責任者
化学物質購入審査に関すること
化学物質の情報収集・整理
化学物質管理規程の整備
従業員の教育及び訓練計画の策定

9 VOC（揮発性有機化合物）対策について

1 VOC（揮発性有機化合物）とは

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多くの物質が含まれます。

なお、VOCに該当する主な物質は39頁の表3のとおりです。

2 大気汚染防止法による排出規制等

VOCは浮遊粒子状物質（SPM）や光化学オキシダントの原因物質のひとつとされています。そのため、平成16年5月に大気汚染防止法が改正され、平成18年4月1日から一定要件に該当する施設を設置する工場・事業場に対する排出規制が始まりました。

この改正大気汚染防止法では、法による規制と事業者の自主的取組とを適切に組み合わせて（ベストミックス）、効果的な排出抑制を図ることとなっています。

3 愛知県NO_x・PM要綱によるVOC対策

愛知県では「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱（NO_x・PM要綱）」を策定し、工場・事業場におけるVOCの自主的かつ計画的な排出抑制を推進しています。

そのため、特定化学物質以外のVOC（酢酸エチル、アルコール類など）についても、適正管理及び自主的な取り組みにより計画的な排出量の抑制を行っていただくことが望まれます。

4 VOC対策と特定化学物質等適正管理書

特定化学物質以外のVOCの取り扱いがある場合は、その物質についても適正管理方法や抑制計画等について検討し、特定化学物質等適正管理書を作成して提出してください。また、既に特定化学物質等適正管理書を届出されている事業者においても特定化学物質以外のVOCの取り扱いがある場合は、その内容を反映して変更の届出として提出してください。特定化学物質以外のVOCを含めた特定化学物質等適正管理書の作成例については20頁を参考にしてください。

10 届出書の提出方法

(1) 様式 (49 頁参照)

様式は名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp>) からダウンロードできます。

<方法>

「トップページ」→「事業向け情報」→「ごみ・環境保全 (事業者)」
→「事業系ごみ・環境保全に関する申請・届出」
→「環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書」
→「化学物質関係の届出書等」

○特定化学物質取扱量届出書を電子届出にて提出される場合は、Excel 形式の様式を使用してください。

(2) 提出先

(1) の「化学物質関係の届出書等」のページに記載するリンクから電子届出しているかどうか、下記の提出先まで郵送又は持参してください。

また、届出の内容等についてのお問い合わせ等も下記の提出先までお願いします。

提出先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課
(名古屋市役所東庁舎5階)
TEL : 052-972-2697 (直通) FAX : 052-972-4155
E-mail : a2697@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

(3) 提出期限

① 特定化学物質取扱量届出書

毎年度4月1日から6月30日までに前年度の取扱量を記載した届出書を提出してください。

② 特定化学物質等適正管理書

届出の義務が生じた日から起算して6か月以内に届出を行ってください。

特定化学物質等適正管理書については、内容を変更した場合、速やかに届け出る必要があります。特定化学物質以外のVOCの適正管理方法や抑制計画等の内容を加えた場合や化管法施行令の一部改正に伴い、特定化学物質が変更になった場合も変更の届出を提出してください。ただし、化管法施行令一部改正に伴うそれぞれの物質に付された管理番号 (物質番号) の変更のみの場合は変更の届出は不要です。

11 [Q&A]

県条例との関係について

Q1：名古屋市内の事業所であれば愛知県の「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出も提出する必要があるのか。

A1：名古屋市内については、市条例（環境保全条例）と同等の定めがある県条例の規定は適用されません。そこで、取扱量及び管理書の届出は、名古屋市内の事業所であれば市条例に基づいて名古屋市に届出をするだけで結構です。

届出用紙について

Q2：取扱量及び管理書の届出については、愛知県の様式で提出してもよいのか。

A2：名古屋市内の事業所であれば、市条例に基づく名古屋市の様式で提出して頂く必要があります。

特定化学物質等適正管理書の変更の届出について

Q3：管理書の変更の届出はどのような時に必要か。

A3：管理書の内容を変更した時に届出が必要です。管理書に特定化学物質以外のVOCの適正管理方法や抑制計画等の内容を加えた場合や化管法施行令の一部改正にともない、特定化学物質が変更になった場合にも変更の届出を提出していただくようお願いします。（ただし、化管法施行令一部改正に伴うそれぞれの物質に付された管理番号（物質番号）の変更のみの場合は変更の届出は不要です。）

なお、法人の住所、名称、代表者、事業所の名称及び所在地が変更した際には変更の届出をしていただく必要はありません。

【参考資料】

○対象業種

環境保全条例の対象業種は、化管法の対象業種と同じです。

表1 対象業種コード表

政令 番号	業種名	業種コード
1	金属鉱業	0500
2	原油・天然ガス鉱業	0700
3	製造業	
	食料品製造業	1200
	飲料・たばこ・飼料製造業（以下を除く。）	1300
	酒類製造業	1320
	たばこ製造業	1350
	繊維工業	1400
	衣服・その他の繊維製品製造業	1500
	木材・木製品製造業（家具を除く。）	1600
	家具・装備品製造業	1700
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1800
	出版・印刷・同関連産業	1900
	化学工業（以下を除く。）	2000
	塩製造業	2025
	医薬品製造業	2060
	農薬製造業	2092
	石油製品・石炭製品製造業	2100
	プラスチック製品製造業	2200
	ゴム製品製造業	2300
	なめし革・同製品・毛皮製造業	2400
	窯業・土石製品製造業	2500
	鉄鋼業	2600
	非鉄金属製造業	2700
	金属製品製造業	2800
	一般機械器具製造業	2900
	電気機械器具製造業（以下を除く。）	3000
	電子応用装置製造業	3060
	電気計測器製造業	3070
	輸送機械器具製造業（以下を除く。）	3100
	鉄道車両・同部分品製造業	3120
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3140
	精密機械器具製造業（以下を除く。）	3200
	医療用機械器具・医療用品製造業	3230
	武器製造業	3300
	その他の製造業	3400

政令 番号	業種名	業種コード
4	電気業	3500
5	ガス業	3600
6	熱供給業	3700
7	下水道業	3830
8	鉄道業	3900
9	倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体もしくは液体を貯蔵するものに限る。）	4400
10	石油卸売業	5132
11	鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンデショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンデショナーを取り外すものに限る。）	5142
12	自動車卸売業（自動車用エアコンデショナーに封入された物質を回収するものに限る。）	5220
13	燃料小売業	5930
14	洗濯業	7210
15	写真業	7430
16	自動車整備業	7700
17	機械修理業	7810
18	商品検査業	8620
19	計量証明業（一般計量証明業を除く。）	8630
20	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	8716
21	産業廃棄物処分業	8722
	特別管理産業廃棄物処分業	8724
22	医療業	8800
23	高等教育機関（付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）	9140
24	自然科学研究所	9210

※ 業種の判断は、注記のない限り、日本標準産業分類に準拠してください。

注) 国の機関又は地方公共団体の公務については、公務の具体的内容に対応した業種を分類し、条例の対象となる事業を営んでいる場合には、当該対象業種のコード番号を記載してください。

○対象化学物質

- ・環境保全条例の対象となる特定化学物質は、化管法の第一種指定化学物質と同じです。
- ・別紙への物質名の記入にあたり、別名のあるものは、別名を一つのみ記入してください。
- ・最左欄の○印は、特定第一種指定化学物質を示します。

表2 化管法に基づく第一種指定化学物質

管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
		その1	その2				その1	その2	
1	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛に換算	57	エチレングリコールモノエチルエーテル			
2	アクリルアミド				58	エチレングリコールモノメチルエーテル			
3	アクリル酸エチル				59	エチレンジアミン			
4	アクリル酸及びその水溶性塩				61	N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン	マンネブ		
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル				62	N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物	マンコゼブ	マンゼブ	
7	アクリル酸ブチル				63	1, 1'-エチレン-2, 2'-ビビリジニウム=ジプロミド	ジクアトジプロミド	ジクワット	
8	アクリル酸メチル				64	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンプロックス		
9	アクリロニトリル				65	エビクロロヒドリン			
10	アクロレイン				66	1, 2-エポキシブタン			
○12	アセトアルデヒド				68	1, 2-エポキシプロパン	酸化プロピレン		
14	アセトンシアノヒドリン				72	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)			
15	アセナフテン				73	1-オクタノール			
18	アニリン				74	パラ-アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)			
20	2-アミノエタノール				○75	カドミウム及びその化合物			カドミウムに換算
21	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン	クロリダゾン			78	2, 4-キシレノール			
22	5-アミノ-1-[2, 6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール	ファイロニル			79	2, 6-キシレノール			
23	パラ-アミノフェノール				80	キシレン			
25	4-アミノ-6-ターシャリブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メトリブジン			81	キノリン			
27	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メタミトロン			82	銅及びその水溶性化合物			銅に換算
28	アリルアルコール				83	クメン			
29	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)				84	グリオキサール			
30	アンチモン及びその化合物			アンチモンに換算	85	グルタルアルデヒド			
32	アントラセン				86	クレゾール			
○33	石棉				87	クロム及び三価クロム化合物			クロムに換算 クロムに換算
34	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシルイソシアネート				○88	六価クロム化合物			クロムに換算
36	イソブレン				89	クロロアニリン			
37	4, 4'-イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA			90	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン	アトラジン		
40	イソプロピル=2-(4-メトキシフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート	ビフェナゼート			91	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル	シアナジン		
41	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルペンジアニド	フルトラニル			92	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトルルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド	トルフェンピラド		
44	インジウム及びその化合物			インジウムに換算	93	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド	メトラクロール		
46	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート	キザロホップエチル			○94	クロロエチレン	塩化ビニル		
47	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタトリル)=セカンダリブチルホスホアミドチオアート	ブタミホス			95	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ビリジル)-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン	フルアジナム		
48	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート	EPN			96	1-[[2-[[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキサラン-2-イル]メチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール	ジフェノコナゾール		
49	N-(1-エチルプロピル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン	ベンディメタリン			98	クロロ酢酸			
50	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート	モリネート			100	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド	プレチラクロール		
52	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノ)オキシカルボニル]アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート	アラニカルブ			101	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド	アラクロール		
53	エチルベンゼン				103	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	HCFC-142b		
54	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキシ-3-チアゾリジニル)ホスホチオアート	ホスチアゼート			104	クロロジフルオロメタン	HCFC-22		
○56	エチレンオキシド				105	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	HCFC-124		
					106	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133		

管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
		その1	その2	
108	(RS)-2-(4-クロロ-オルト-トリロキシ)プロピオン酸	メコプロップ		
113	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン	シマジン	CAT	
115	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド		
117	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	テブコナゾール		
121	バラ-クロロフェノール			
123	3-クロロプロペン	塩化アリル		
124	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)尿素	クミロン		
125	クロロベンゼン			
126	クロロベンタフルオロエタン	CFC-115		
127	クロロホルム			
128	クロロメタン	塩化メチル		
132	コバルト及びその化合物			コバルトに換算
133	酢酸2-エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート		
134	酢酸ビニル			
135	酢酸2-メトキシエチル	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート		
141	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチル尿素	シモキサニル		
143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル			
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)			シアンに換算
146	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	ピリミホスメチル		
147	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ	ベンチオカーブ	
148	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルホルニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンストール		
149	四塩化炭素			
150	1,4-ジオキサソ			
152	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン	カルタップ		
153	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン		
154	シクロヘキシルアミン			
156	ジクロロアニリン			
157	1,2-ジクロロエタン			
158	1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン		
○ 160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン			
161	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12		
162	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロピザミド		

管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
		その1	その2	
163	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114		
164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	HCFC-123		
168	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド	イプロジオン		
169	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素	ジウロン	DCMU	
171	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物	プロピコナゾール		
172	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン	オキサジクロメホン		
174	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素	リニューロン		
175	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	2,4-D	2,4-PA	
176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b		
177	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21		
○ 178	1,2-ジクロロプロパン			
179	1,3-ジクロロプロペン	D-D		
181	ジクロロベンゼン			
182	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	ピラゾキシフェン		
183	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル-4-トルエンシルホナート	ピラゾレート		
184	2,6-ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル	DBN	
185	ジクロロベンタフルオロプロパン	HCFC-225		
186	ジクロロメタン	塩化メチレン		
187	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン	ジチアノン		
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン			
190	ジシクロペンタジエン			
191	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン		
195	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス		
196	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアアゾール-3-イル)メチル-O, O-ジメチル	メチダチオン	DMTP	
197	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル	マラソン	マラチオン	
198	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル]	ジメトエート		
199	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンシルホナート]	CIフルオレスセント260		
200	ジニトロトルエン			
201	2,4-ジニトロフェノール			
203	ジフェニルアミン			
206	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボスルファン		
207	2,6-ジ-ターシャリー-ブチル-4-クレゾール			

管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
		その1	その2	
209	ジプロモクロロメタン			
210	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド			
211	ジプロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402		
212	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート		
213	N, N-ジメチルアセトアミド			
217	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン	チオシクラム		
218	ジメチルアミン			
219	ジメチルジスルフィド			
221	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ		
223	N, N-ジメチルDデシルアミン			
224	N, N-ジメチルDデシルアミン=N-オキシド			
225	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロロホン	DEP	
227	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビビリジニウム=ジクロリド	バラコート	バラコートジクロリド	
229	ジメチル=4, 4'-(オルト-フェニレン)ピス(3-チオアロファナート)	チオファネートメチル		
230	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン			
232	N, N-ジメチルホルムアミド			
233	2-[(ジメチルホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル	フェントエート	PAP	
236	3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル		
237	水銀及びその化合物			水銀に換算
238	水素化テルフェニル			
240	スチレン			
242	セレン及びその化合物			セレンに換算
○ 243	ダイオキシン類			
244	2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジアジン	ダゾメット		
245	チオ尿素			
248	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ビリミジニル)	ダイアジノン		
249	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ビリジニル)	クロルピリホス		
250	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)	イソキサチオン		
251	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェントロチオン	MEP	
252	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェンチオン	MPP	
254	チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル	イプロベンホス	IBP	
255	デカブロモジフェニルエーテル			
257	アルカノール(炭素数が10のものに限る。)	デカノール		

管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
		その1	その2	
258	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)]デカン	ヘキサメチレンテトラミン		
259	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム		
260	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル	TPN	
261	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン	フサライド		
262	テトラクロロエチレン			
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸			
266	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン		
267	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン	チオジカルブ		
268	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム	チラム	
270	テレフタル酸			
271	テレフタル酸ジメチル			
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)			銅に換算
273	1-ドデカノール	ノルマルドデシルアルコール		
275	ドデシル硫酸ナトリウム			
277	トリエチルアミン			
279	1, 1, 1-トリクロロエタン			
280	1, 1, 2-トリクロロエタン			
○ 281	トリクロロエチレン			
284	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113		
285	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン		
286	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ビリジニル)オキシ酢酸	トリクロピル		
287	2, 4, 6-トリクロロフェノール			
288	トリクロロフルオロメタン	CFC-11		
289	1, 2, 3-トリクロロプロパン			
290	トリクロロベンゼン			
292	トリブチルアミン			
293	アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラ-トルイジン	トリフルラリン		
298	トリレンジイソシアネート			
○ 299	トルイジン			
300	トルエン			
302	ナフタレン			
308	ニッケル			
○ 309	ニッケル化合物			ニッケルに換算

管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
		その1	その2				その1	その2	
312	オルト-ニトロアニリン				378	N, N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体	プロピネブ		
314	パラ-ニトロクロロベンゼン				380	プロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211		
316	ニトロベンゼン				381	プロモジクロロメタン			
317	ニトロメタン				382	プロモトリフルオロメタン	ハロン-1301		
318	二硫化炭素				383	5-プロモ-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン	プロマシル		
319	1-ノナノール	ノルマル-ノニルアルコール			384	1-プロモプロパン			
320	アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)				○ 385	2-プロモプロパン			
321	バナジウム化合物			バナジウムに換算	386	プロモメタン	臭化メチル		
323	2, 4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	シメトリン			388	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン	ベンゾエピン	
325	ビス(8-キノリノラト)銅	オキシ銅	有機銅		389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド			
328	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	ジラム			390	ヘキサメチレンジアミン			
329	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)N, N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート			391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート			
331	S, S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート	カズサホス			392	ヘキササン			
○ 332	砒素及びその無機化合物			砒素に換算	393	ベタナフトール			
333	ヒドラジン				○ 394	ベリリウム及びその化合物			ベリリウムに換算
336	ヒドロキノン				395	ベルオキシニ硫酸の水溶性塩			
337	4-ビニル-1-シクロヘキセン				396	ペルフルオロ(オクタノ-1-スルホン酸)	P F O S		
340	ピフェニル				○ 397	ベンジリジン=トリクロリド			
341	ピベラジン				398	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル		
342	ピリジン				399	ベンズアルデヒド			
343	ピロカテコール	カテコール			○ 400	ベンゼン			
346	2-フェニルフェノール				401	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物			
347	N-フェニルマレイミド				402	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	メフェナセット		
348	フェニレンジアミン				403	ベンゾフェノン			
349	フェノール				○ 404	ペンタクロロフェノール			
350	3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロピニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ベルメトリン			405	ほう素化合物			ほう素に換算
○ 351	1, 3-ブタジエン				○ 406	ポリ塩化ビフェニル	P C B		
354	フタル酸ジブチル				407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)			
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)				408	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)			
356	フタル酸ブチル=ベンジル				409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム			
357	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジアジン-4-オン	プロプロフェジン			410	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)			
358	N-ターシャリーブチル-N'-[4-エチルペンゾイル]-3, 5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド			○ 411	ホルムアルデヒド			
360	N-[1-(N-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル			412	マンガン及びその化合物			マンガんに換算
361	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート	シハロホップブチル			413	無水フタル酸			
362	1-ターシャリーブチル-3-(2, 6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素	ジアフェンチウロン			415	メタクリル酸			
363	5-ターシャリーブチル-3-(2, 4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1, 3, 4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアゾン			420	メタクリル酸メチル			
369	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット	プロバルギット	B P P S		422	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン		
374	ふっ化水素及びその水溶性塩			ふっ素に換算	424	メチル=イソチオシアネート			
375	2-ブテナール				426	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボフラン		
376	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド	ブタクロール			427	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	カルバリル	N A C	

管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
		その1	その2	
428	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル	フェノブカルブ	BPMC	
431	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート	アゾキシストロピン		
433	N-メチルジチオカルバミン酸	カーバム		
436	アルファ-メチルスチレン			
438	メチルナフタレン			
439	3-メチルピリジン			
442	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド	メプロニル		
443	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート	メソミル		
444	メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-[[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート	トリフロキシストロピン		
445	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート	クレソキシムメチル		
446	4, 4'-メチレンジアニリン			
448	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート			
449	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート	フェンメディファム		
450	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリ-ブチルフェニル	ビリブチカルブ		
453	モリブデン及びその化合物			モリブデンに換算
456	りん化アルミニウム			
457	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロピニル	ジクロロボス	DDVP	
458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)			
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)			
460	りん酸トリトリル			
461	りん酸トリフェニル			
462	りん酸トリブチル			
468	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン			
477	4, 4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドライド			

管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
		その1	その2	
490	2-[4-(2, 4-ジクロロ-メタ-トルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ		
498	1, 3-ジクロロ-2-プロパノール			
507	1, 2-ジプロモエタン	二臭化エチレン	EDB	
511	ジベンジルエーテル			
522	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	四塩化アセチレン		
528	トリプロモエタン	プロモホルム		
530	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラート			
557	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート	カルペンダジム		
562	りん酸ジブチル=フェニル			
563	亜鉛=ビス(2-メチルプロパ-2-エノアート)			
564	アクリル酸2-エチルヘキシル			
565	アクリル酸重合物			
566	アジピン酸、(N-(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン又はN, N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン)と2-(クロロメチル)オキシランの重合縮合物			
567	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル			
568	アセチルアセトン			
569	1-アセチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-3-[[3-ピリジルメチル]アミノ]-6-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン	ビリフルキナゾン		
570	オルト-アミノフェノール			
571	3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキシド	プロベナゾール		
572	アリル=ヘキサノアート			
573	アリル=ヘプタノアート			
574	[(3-アルカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)及び(Z)-[[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ]アセタート並びにこれらの混合物			
575	(3-アルカンアミドプロピル)(メチル)[2-(アルカノイルオキシ)エチル]アンモニウム=クロリド(アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)			
576	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物			
577	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)のオキシラン重付加物、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物			

管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
		その1	その2				その1	その2	
578	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル) (アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)及びアルファ-アルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル) (アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)並びにこれらの混合物				597	塩化直鎖パラフィン (炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。)			
579	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ[オキシエタン-1, 2-ジイル/オキシ(メチルエタン-1, 2-ジイル)] (アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物 (当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。))に限る。)				598	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			
580	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエチレン) (アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)				599	オキサシクロヘキサデカン-2-オン			
581	アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩 (アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)				600	オクタプロモジフェニルエーテル			
582	アルミニウム=トリス(エチル=ホスホナート)	ホセチル	ホセチルアルミニウム		601	オクタメチルシクロテトラシロキサン			
583	安息香酸ベンジル				602	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩			
584	アントラセン-9, 10-ジオン	アントラキノ			603	過酢酸			
585	アルファ(イソシアナトベンジル)-オメガ-(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレン]				604	カリウム=ジエチルジチオカルバマート			
586	イソプロピル=3-クロロカルバニラート	クロロプロファミ	IPC		605	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩			
587	3-(4-イソプロピルフェニル)-2-メチルプロパナール				606	1-(2-クロロイミダゾ[1,2-a]ピリジン-3-イルスルホニル)-3-(4,6-ジメチルピリミジン-2-イル)尿素	イマゾスルフロ		
588	4-イソプロピル-3-メチルフェノール				607	2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリド及び2-クロロ-2'-エチル-N-[(1R)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの混合物 (2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。)	S-メトラクロール		
589	1,1'-(イミノジオクタメチレン)ジグアニジン=トリアセタート	イミノクタジン酢酸塩			608	3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-5-イソプロピリデン-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン	ペントキサゾン		
590	エチリデンノルボルネン				609	5-クロロ-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)フェノール	トリクロサン		
591	エチルシクロヘキサ				610	(RS)-5-クロロ-N-(1,3-ジヒドロ-1,1,3-トリメチルイソベンゾフラン-4-イル)-1,3-ジメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	フラメトビル		
592	5-エチル-5,8-ジヒドロ-8-オキソ-[1,3]ジオキサロ[4,5-g]キノリン-7-カルボン酸	オキソリニック酸			611	3'-クロロ-4,4'-ジメチル-1,2,3-チアアジアゾール-5-カルボキサニリド	チアジニル		
593	N-エチル-N,N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩				612	(RS)-2-クロロ-N-(2,4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメテナミド		
594	エチレンジグリコールモノブチルエーテル	ブチルセロソルブ			613	(S)-2-クロロ-N-(2,4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメテナミドP		
595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩				614	3-クロロ-N-(4,6-ジメチルピリミジン-2-イルカルバモイル)-1-メチル-4-(5-メチル-5,6-ジヒドロ-1,4,2-ジオキサジン-3-イル)ピラゾール-5-スルホンアミド	メタソスルフロ		
596	(4-エトキシフェニル)[3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン	シラフルオフェン			615	3-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-ニトロ-1,3,5-オキサジアジナン-4-イミン	チアメトキサム		

管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
		その1	その2				その1	その2	
616	(E)-1-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン	クロチアニジン			641	(3R,4S,5S,6R,7R,9R,11R,12R,13S,14R)-4-[(2,6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-アルファ-L-リボ-ヘキソピラノシル)オキシ]-14-エチル-12,13-ジヒドロキシ-7-メトキシ-3,5,7,9,11,13-ヘキサメチル-6-[[[3,4,6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)-ベータ-D-キシロ-ヘキソピラノシル]オキシ]オキサシクロテラデカン-2,10-ジオン	クラリスロマイシン		
617	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン	アセタミブリド			642	ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩			
618	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン	イミダクロブリド			643	四ナトリウム=5,8-ビス(カルボジチオアト)-2,5,8,11,14-ペンタアザヘンタデカンビス(ジチオアト)			
619	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド	チアクロブリド			644	5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン			
620	2-[2-クロロ-4-メシル-3-[(テトラヒドロフラン-2-イルメトキシ)メチル]ベンゾイル]シクロヘキサ-1,3-ジオン	テファリトリオン			645	4-(2,2-ジフルオロ-1,3-ベンゾジオキソール-4-イル)-1H-ピロール-3-カルボニトリル	フルジオキソニル		
621	3-(2-クロロ-4-メシルベンゾイル)-4-フェニルスルファニルビシクロ[3.2.1]オクタ-3-エン-2-オン	ベンゾビシクロン			646	N,N-ジプロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル	プロスルホカルブ		
622	(E)-N-[2-クロロ-5-[1-(6-メチルピリジン-2-イルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバミン酸メチル	ピリベンカルブ			647	2',6'-ジプロモ-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1,3-チアゾール-5-カルボキサニリド	チフルザミド		
623	酢酸ヘキシル				648	(4S,4aR,5S,5aR,6S,12aS)-4-(ジメチルアミノ)-3,5,6,10,12,12a-ヘキサヒドロキシ-6-メチル-1,11-ジオキソ-1,4,4a,5,5a,6,11,12a-オクタヒドロテトラセン-2-カルボキサミド	オキシテトラサイクリン		
624	サリチル酸メチル				649	3-(3,3-ジメチルウレイド)フェニル=ターシャリ-ブチルカルバマート	カルブチレート		
625	ジイソプロピルナフタレン				650	(2E)-3,7-ジメチルオクタ-2,6-ジエニル=アセタート	酢酸ゲラニル		
626	ジエタノールアミン				651	N,N-ジメチルオクタデシルアミン			
627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル				652	3,7-ジメチルオクタ-3-オール			
628	1,4-ジオキサシクロヘプタデカン-5,17-ジオン				653	ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン			
629	シクロヘキサ-1,3-ジオン				654	3,3-ジメチルブタン酸=3-メシチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-4-イル	スピロメシフェン		
630	シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル				655	(RS)-N-[2-(1,3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	ペンチオピラド		
631	シクロヘキセン				656	2'-[(RS)-1,3-ジメチルブチル]-5-フルオロ-1,3-ジメチルピラゾール-4-カルボキサニリド	ベンフルフェン		
632	1,2-ジクロロエチレン				657	2,2-ジメチルプロパン酸=(E)-2-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1,3,4-トリメチルピラゾール-5-イル)ピニル	シエノピラフェン		
633	4,5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3(2H)-オン				658	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル	エスプロカルブ		
634	3,4-ジクロロ-2'-シアノ-1,2-チアゾール-5-カルボキサニリド	イソチアニル			659	2,2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプタン	カンフェン		
635	2',4-ジクロロ-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-4'-ニトロ-メタ-トルエンスルホンアニリド	フルスルファミド			660	N'-[1,1-ジメチル-2-(メチルスルホニル)エチル]-3-ヨード-N-[2-メチル-4-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]フェニル]フタルアミド	フルベンジアミド		
636	0-(2,6-ジクロロ-バラ-トリル)=0,0-ジメチル=ホスホロチオアト-1-(2,4-ジクロロフェニル)-N-(2,4-ジフルオロフェニル)-N-イソプロピル-5-オキソ-4,5-ジヒドロ-1H-1,2,4-トリアゾール-4-カルボキサミド	トルクロホスメチル			661	1,2-ジメトキシエタン			
637	N-(3,5-ジクロロフェニル)-1,2-ジメチルシクロプロパン-1,2-ジカルボキシミド	イブフェンカルバゾン			662	アルファ-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジンルカルバモイルスルファモイル)-オルト-トルイル酸メチル	ベンスルフロノメチル		
638	N-(3,5-ジクロロフェニル)-1,2-ジメチルシクロプロパン-1,2-ジカルボキシミド	プロシミドン			663	(RS)-7-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イルチオ)-3-メチル-2-ベンゾフラン-1(3H)-オン	ピリフタリド		
639	2,3-ジクロロ-N-4-フルオロフェニルマレイミド	フルオルイミド			664	有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシドを除く。)			スズに換算
640	2-(2,4-ジクロロ-3-メチルフェノキシ)プロピオンアニリド	クロメブロップ			665	セリウム及びその化合物			セリウムに換算

管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質	管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
		その1	その2				その1	その2	
666	タリウム及びその化合物			タリウムに換算	685	N-(トリクロロメチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド	キャプタン		
667	炭化けい素				686	トリシクロ [5, 2, 1, 0 (2, 6)] デカ-4-エン-3-イル=プロビオナート			
668	炭酸リチウム				687	トリメチルアミン			
669	チオシアン酸銅 (I)				688	トリメチル (オクタデシル) アンモニウムの塩			
670	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O, O-ジメチル	シアノホス	CYAP		689	(E)-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル) プタ-3-エン-2-オン			
671	1, 1'- [(1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S)-4-[[5-デオキシ-2-O-[2-デオキシ-2-(メチルアミノ)-アルファ-L-グルコピラノシル]-3-C-ホルミル-アルファ-L-リキソフラノシル] オキシ]-2, 5, 6-トリヒドロキシシクロヘキサ-1, 3-ジイル] ジグアナジン	ストレプトマイシン			690	N, N-トリメチルデカン-1-アミンウムの塩			
672	(2R, 3aS, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bR)-2-[[6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファ-L-マンノピラノシル] オキシ]-13-[[4-(ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル] オキシ]-9-エチル-14-メチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ [3, 2-d] オキサシクロデシン-7, 15-ジオン (別名スピノシンA) 及び (2S, 3aR, 5aS, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS)-2-[[6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファ-L-マンノピラノシル] オキシ]-13-[[4-(ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル] オキシ]-9-エチル-4, 14-ジメチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ [3, 2-d] オキサシクロデシン-7, 15-ジオン (別名スピノシンD) の混合物	スピノサド			691	トリメチルベンゼン			
673	デカナール	デシルアルデヒド			692	2, 4, 4-トリメチルペンタ-1-エン及び2, 4, 4-トリメチルペンタ-2-エンの混合物			
674	テトラヒドロフラン				693	トリメトキシ-[3-(オキシラン-2-イルメトキシ) プロピル] シラン			
675	テトラフルオロエチレン				694	ナトリウム=アルケンスルホナート (アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。) 及びナトリウム=ヒドロキシアлкァンスルホナート (アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。) 並びにこれらの混合物			
676	2, 2, 3, 3-テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム	テトラビオン	フルプロバネートナトリウム塩		695	ナトリウム=1-オキシ-1ラムダ(5)-ビリジン-2-チオラート			
677	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド				696	ナトリウム=(ドデカノイルオキシ) ベンゼンスルホナート			
678	1-[(1R, 2R, 5S, 7R)-2, 6, 6, 8-テトラメチルトリシクロ [5, 3, 1, 0 (1, 5)] ウンデカ-8-エン-9-イル] エタノン				697	鉛及びその化合物			鉛に換算
679	テルル及びその化合物			テルルに換算	698	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩			
680	ドデカン-1-チオール				699	パラホルムアルデヒド			
681	2-(N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ) アセタート				700	ビス (アルキル) (ジメチル) アンモニウムの塩 (アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12, 14, 16, 18又は20のもの及びその混合物に限る。)			
682	1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリアミン	メラミン			701	2, 4-ビス (イソプロピルアミノ) -6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	プロメトリン		
683	トリイソプロパノールアミン				702	ビス (2-エチルヘキシル) = (Z) -プタ-2-エンジオアート			
684	トリオクチルアミン				703	ビス (2-スルフィドビリジン-1-オラト) 銅			

管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
		その1	その2	
704	(T-4) -ビス [2-(チオキソ-カップバ S) -ピリジシ-1 (2H) -オラト-カップバ O] 亜鉛 (II)			
705	ビス (2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ヒペリジル) =セバケート			
O 706	ビス (トリブチルスズ) =オキシド			
707	N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) アルカンアミド (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、 (Z) -N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) オクタデカ-9-エンアミド及び (9Z, 12Z) -N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) オクタデカ-9, 12-ジエンアミド並びにこれらの混合物			
708	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル) ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			
709	ビペロナール	ヘリオトロピン		
710	フタル酸ジオクチル			
711	2-ターシャリーブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン			
712	ターシャリーブチル=2-エチルベルオキシヘキサノアート			
713	2-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート			
714	4-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート			
715	1-(5-ターシャリーブチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イル) -1, 3-ジメチル尿素	テブチウロン		
716	2-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(2-トリフルオロメチルフェニル) プロパン酸=2-メトキシエチル	シフルメトフェン		
717	3-(4-ターシャリーブチルフェニル) プロパノール			
718	3-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-メチルプロパノール			
719	2-ターシャリーブチルフェノール			
720	2-ターシャリーブトキシエタノール			
721	フルフラール			
722	4-プロモ-2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-(トリフルオロメチル) ピロール-3-カルボニトリル	クロルフエナビル		
723	3-プロモ-N-[4-クロロ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル) フェニル]-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド	クロラントラニロプロール		
724	3-(3-プロモ-6-フルオロ-2-メチルインドール-1-イルスルホニル)-N, N-ジメチル-1, 2, 4-トリアゾール-1-スルホンアミド	アミスルプロム		
725	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリス (2-ヒドロキシエチル) -1, 3, 5-トリアジン			
726	4, 6, 6, 7, 8, 8-ヘキサメチル-1, 3, 4, 6, 7, 8-ヘキサヒドロシクロペンタ [g] イソクロメン			
727	ヘキサンジヒドラジド			
728	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート			
729	1-ヘキセン			

管理番号	物質名称	別名		元素等に換算する化学物質
		その1	その2	
730	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-2, 3-エポキシ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン	ヘプタクロロエポキシド		
731	ヘプタン			
732	5-ヘプチルオキシラン-2-オン			
733	ペルフルオロオクタタン酸及びその塩	PFOA及びその塩		
734	2-ベンジリデンオクタナール			
735	3-(1, 3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパノール			
736	無水酢酸			
737	メチルイソブチルケトン			
738	メチル=2-(3-オキソ-2-ベンチルシクロペンチル) アセタート			
739	2-[メチル-[(Z) -オクタデカ-9-エノイル] アミノ] 酢酸	オレオイルザルコシン		
740	N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム	メタムナトリウム塩		
741	N-メチルジデカン-1-イルアミン			
742	2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1, 2-ジメチルプロピルアミノ)-s-トリアジン	ジメタメトリン		
743	メチル=ドデカノアート			
744	(E)-3-メチル-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-イル) ブタ-3-エン-2-オン			
745	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル) グアニジン	ジノテフラン		
746	N-メチル-2-ピロリドン			
747	2-メチルプロパン-2-チオール			
748	3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1, 6-ジエンの反応生成物であって、1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8-オクタヒドロ-2-ナフチル) エタノン、1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル) エタノン及び1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル) エタノンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの			
749	3-メトキシアニリン			
750	(E)-2-メトキシミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル) アセトアミド	メトミノストロピン		
751	2-(2-メトキシエトキシ) エタノール			
752	1-メトキシ-2-(2-メトキシエトキシ) エタン			
753	硫化 (2, 4, 4-トリメチルペンテン)			
754	硫酸ジメチル			

OVOC（揮発性有機化合物）に該当する主な物質

表 3

1	※トルエン	34	※エチルシクロヘキサン	68	※アクリロニトリル
2	※キシレン	35	テトラリン	69	※テトラヒドロフラン
3	※1,3,5-トリメチルベンゼン	36	メチルアミルケトン	70	※エチレングリコールモノメチルエーテル
4	酢酸エチル	37	メチル n-ブチルケトン		
5	デカン	38	※クロロメタン	71	n-プロピルブロマイド
6	メタノール	39	ベンジルアルコール	72	※メタクリル酸メチル
7	※ジクロロメタン	40	シクロペンタン	73	※1,3-ブタジエン
8	メチルエチルケトン	41	2-メチル-1-ブテン	74	※1,1-ジクロロエチレン
9	n-ブタン	42	※n-ヘプタン	75	2,4-ジメチルペンタン
10	イソブタン	43	ビスクロヘキシル	76	※酸化プロピレン
11	※トリクロロエチレン	44	※N,N-ジメチルホルムアミド	77	※クロロホルム
12	イソプロピルアルコール	45	trans-2-ペンテン	78	※臭化メチル
13	酢酸ブチル	46	cis-2-ペンテン	79	ジペンテン
14	アセトン	47	※スチレン	80	1-ヘプテン
15	※メチルイソブチルケトン	48	※N-メチル-2-ピロリドン	81	※1,4-ジオキサン
16	※ブチルセロソルブ	49	エチルセロソルブアセテート	82	アセトニトリル
17	※n-ヘキサン	50	※ベンゼン	83	※塩化アリル
18	n-ブタノール	51	イソホロン	84	※アクリル酸
19	n-ペンタン	52	シクロヘキサノン	85	※イソプレン
20	cis-2-ブテン	53	エタノール	86	※アセトアルデヒド
21	イソブタノール	54	メチルシクロペンタン	87	※1,2-ジクロロプロパン
22	プロピレングリコールモノメチルエーテル	55	※酢酸ビニル	88	メチルセロソルブアセテート
23	※テトラクロロエチレン	56	3-メチルヘキサン	89	※エチレンオキシド
24	※シクロヘキサン	57	2,3-ジメチルブタン	90	※o-ジクロロベンゼン
25	酢酸プロピル	58	2,2-ジメチルブタン	91	※クロロベンゼン
26	trans-2-ブテン	59	メチルシクロヘキサン	92	ギ酸メチル
27	エチルセロソルブ	60	イソプロピルセロソルブ	93	※トリエチルアミン
28	ウンデカン	61	※1,2-ジクロロエタン	94	3-メチルヘプタン
29	ノナン	62	※塩化ビニル	95	※フェノール
30	プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	63	※テトラフルオロエチレン	96	※ナフタレン
		64	※エチルベンゼン	97	※アクリル酸メチル
31	2-メチルペンタン	65	※クメン	98	※シクロヘキシルアミン
32	エチレングリコール	66	クロロエタン	99	※ホルムアルデヒド
33	2-メチル-2-ブテン	67	※トリクロロエタン	100	※エピクロロヒドリン

環境省通知[環管大発第 050617001 号（平成 17 年 6 月 17 日付）]から抜粋

注意：※がついている物質は特定化学物質

○政令で定める製品の要件

当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質の割合が1%以上（特定第一種指定化学物質の場合0.1%以上）である製品であって次の表4に該当しないものをいいます。

表4

1	事業者による取り扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状、又は粒状にならない製品
2	第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
3	主として一般消費者の生活の用に供される製品
4	再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条四項に規定する再生資源をいう。）

参考〈政令で定める製品の要件に該当する製品の例〉

製品の形状等	製品の例
気体又は液体のもの	溶剤・接着剤・塗料・ガソリン
固体のもので固有の形状を有しないもの	添加剤（粉末状）・試薬（粉末状）
固体のうち固有の形状を有し取り扱いの過程で溶融、蒸発、融解するもの	めっきの金属電極・インゴット・樹脂ペレット
精錬や切断等の加工に伴い環境中に排出されるもの	石綿製品・切削工具部品

○特別要件施設

化管法の届出該当事業者の取扱量等に関する要件のうち、第1種指定化学物質の年間取扱量に係らないものです。化管法のみ要件であり、環境保全条例では定められていません。

表5 特別要件施設

	要件
1	金属、原油又は天然ガス鉱業を営む者にあつては、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第8条第1項に規定する建設物、工作物、その他の施設を設置していること。
2	下水道業を営む者にあつては、下水道終末処理施設を設置していること。
3	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）又は産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）を営む者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置していること。
4	ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項に規定する特定施設を設置していること。

○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例・同施行細則（抄）

条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）	施行細則（平成 15 年名古屋市規則第 117 号）
<p>第 1 章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）の理念にのっとり、環境の保全に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、公害の発生源に対する規制及び環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を保全することを目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(5) 特定化学物質 その性状、使用状況等からみて、特に適正な管理が必要とされる化学物質（放射性物質を除く元素及び化合物をいう。）として<u>規則</u>で定めるものをいう。</p> <p>(6) 特定化学物質等 特定化学物質及び特定化学物質を含有する製品であって<u>規則</u>で定める要件に該当するものをいう。</p> <p>第 7 節 化学物質の適正管理 （化学物質適正管理指針の策定等）</p> <p>第 46 条 市長は、化学物質を取り扱う事業者が、化学物質を適正に管理するために講ずべき措置等を示した指針（以下「化学物質適正管理指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、化学物質適正管理指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。</p> <p>3 市長は、化学物質の性状、取扱方法等に関する情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。</p> <p>（化学物質の適正管理）</p> <p>第 47 条 化学物質を取り扱う事業者は、化学物質適正管理指針に基づき、その工場等における化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を常に把握するとともに、化学物質の適正な管理に努めな</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定化学物質）</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 5 号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年法律第 86 号)第 2 条第 2 項に規定する第 1 種指定化学物質とする。</p> <p>（特定化学物質等の要件）</p> <p>第 3 条 条例第 2 条第 6 号の規則で定める要件は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成 12 年政令第 138 号）第 5 条に規定するとおりとする。</p> <p>第 4 節 化学物質の適正管理</p>

<p>ければならない。 (特定化学物質の取扱量の把握、届出等)</p> <p>第 48 条 特定化学物質等を取り扱う事業者のうち、<u>規則</u>で定める要件に該当する事業者であって、<u>規則</u>で定める工場等を有しているもの（以下「特定化学物質等取扱事業者」という。）は、化学物質適正管理指針に基づき、特定化学物質及び当該工場等ごとに、その特定化学物質の取扱量を把握しなければならない。</p> <p>2 特定化学物質等取扱事業者は、<u>規則</u>で定めるところにより、特定化学物質及び当該工場等ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の特定化学物質の取扱量を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(特定化学物質等取扱事業者の要件)</p> <p>第 43 条 条例第 48 条第 1 項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（以下この節において「令」という。）第 3 条各号に掲げる業種に属する事業を営む者であること。</p> <p>(2) 常時使用する従業員の数が 21 人以上であること。</p> <p>2 条例第 48 条第 1 項の規則で定める工場等は、令第 4 条第 1 号イ又はロに掲げる事業所のいずれかに該当する工場等とする。</p> <p>(特定化学物質の取扱量の届出)</p> <p>第 44 条 条例第 48 条第 2 項の規定による届出は、毎年度 6 月末日までに、特定化学物質取扱量届出書（第 12 号様式）によって行わなければならない。</p> <p>(市長が定める分類の名称による公表)</p> <p>第 45 条 条例 48 条第 1 項に規定する特定化学物質等取扱事業者は、同条第 2 項の規定による届出に係る特定化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該特定化学物質の名称に代えて、当該特定化学物質の属する分類のうち対応する化学物質の分類として市長が定めるものの名称をもって同条第 3 項の規定による公表をすることを市長に請求することができる。</p> <p>2 特定化学物質等取扱事業者は、前項の請求を行うときは、条例第 48 条第 2 項の規定による届出と併せて、対応する化学物質の分類の名称への変更請求書（第 13 号様式）を提出することによって行わなければならない。</p> <p>3 市長は、第 1 項の請求を認める場合には、その旨を決定し、当該決定後、速やかに、当該請求を行った特定化学物質等取扱事業者に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>4 市長は、第 1 項の請求を認めない場合には、その旨を決定し、当該決定後、速やかに、当該請求を行った特定化学物質等取扱事業者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。</p> <p>5 前 2 項の決定は、第 1 項の請求があつ</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>3 市長は、前項の規定により届け出られた取扱量を集計し、公表するものとする。 （特定化学物質等適正管理書の作成等）</p> <p>第 49 条 特定化学物質等取扱事業者は、化学物質適正管理指針に基づき、工場等ごとに、特定化学物質等を適正に管理するための方法を記載した書面（以下「特定化学物質等適正管理書」という。）を作成するよう努めなければならない。</p> <p>2 特定化学物質等取扱事業者のうち、<u>規則</u>で定める工場等を設置する者は、化学物質適正管理指針に基づき、当該工場等ごとに、特定化学物質等適正管理書を作成し、<u>規則</u>で定めるところにより、市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p>3 前項の規定により特定化学物質等適正管理書を届け出た事業者は、周辺の住民等から求めがあったときは、当該特定化学物質等適正管理書の内容を説明するよう努めなければならない。 （事故による特定化学物質の排出時の措置）</p> <p>第 50 条 前条第 2 項に規定する事業者は、同項に規定する工場等における事故の発生によって、特定化学物質が大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透することにより、人の健康又は周辺的生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、直ちに、特定化学物質の排出防止等の応急措置を講ずるとともに、<u>規則</u>で定めるところにより、事故の状況、講じた措置の概要その他の<u>規則</u>で定める事項を市長に報告しなければならない。</p>	<p>た日から 30 日以内にするものとする。</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、当該特定化学物質等取扱事業者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を通知しなければならない。</p> <p>（特定化学物質等適正管理書の届出）</p> <p>第 46 条 条例第 49 条第 2 項の規則で定める工場等は、その常時使用する従業員の数が 21 人以上である工場等とする。</p> <p>2 条例第 49 条第 2 項前段の規定による届出は、特定化学物質等取扱事業者の設置する工場等が前項に規定する要件に該当することとなった日から起算して 6 月以内に、特定化学物質等適正管理書届出書（第 14 号様式）によって行わなければならない。</p> <p>3 条例第 49 条第 2 項後段の規定による届出は、特定化学物質等取扱事業者が当該工場等に係る特定化学物質等適正管理書を変更した後速やかに、特定化学物質等適正管理書届出書（第 14 号様式）によって行わなければならない。</p> <p>（事故時の報告）</p> <p>第 47 条 条例第 50 条第 1 項の規定による報告は、事故状況等報告書（第 15 号様式）によって行わなければならない。</p> <p>2 条例第 50 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事故の状況 (2) 講じた措置の概要 (3) 工場等の周辺における被害の状況 (4) 再発防止のための措置の概要</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事業者が同項に規定する応急措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(技術的な助言等)

第 51 条 市長は、特定化学物質等を取り扱う事業者による特定化学物質等の自主的な管理の改善を促進するため、当該事業者に対する技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 8 章 罰則

第 129 条 第 21 条、第 22 条第 2 項、第 35 条第 2 項、第 38 条第 2 項、第 44 条第 2 項、第 50 条第 2 項、第 59 条第 3 項、第 69 条又は第 70 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 130 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 16 条第 1 項の規定による許可を受けないで大気規制工場を設置した者
- (2) 第 18 条第 1 項の規定による許可を受けないで第 16 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を変更した者
- (3) 第 64 条第 1 項の規定による許可を受けないで地下水を採取している者
- (4) 第 66 条第 1 項の規定による許可を受けないで第 64 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる事項を変更した者

第 131 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 16 条第 7 項（第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して認定を受けないで大気規制工場の使用を開始した者
- (2) 第 17 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 65 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第 132 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 31 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 127 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 133 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 129 条から前条までに規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 134 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 16 条第 5 項（第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 19 条（第 34 条において準用する場合を含む。）、第 20 条第 3 項（第 34 条及び第 68 条において準用する場合を含む。）、第 37 条第 2 項、第 48 条第 2 項又は第 67 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 49 条第 2 項の規定に違反して特定化学物質等適正管理書の届出をしなかった者
- (3) 第 71 条第 1 項の規定に違反して水量測定器を設置せず、又は同項若しくは同条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項（第 28 条第 3 項、第 38 条第 3 項、第 40 条第 2 項、第 42 条第 2 項、第 43 条第 2 項、第 62 条第 2 項及び第 63 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 24 条第 3 項及び第 4 項、第 45 条第 2 項及び第 3 項、第 46 条第 1 項及び第 2 項、第 52 条、第 91 条、第 98 条第 2 項及び第 3 項、第 116 条第 1 項及び第 2 項、第 121 条、次条並びに附則第 9 条（第 5 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）の規定は公布の日から、第 48 条から第 50 条まで、第 92 条から第 97 条まで、第 98 条第 1 項、第 99 条から第 102 条まで、第 129 条（第 50 条第 2 項に係る部分に限る。）並びに第 134 条第 1 号（第 48 条第 2 項に係る部分に限る。）及び第 2 号の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 章第 4 節並びに第 4 章第 1 節及び第 2 節の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(特定化学物質の取扱量の把握等に関する特例)

- 11 平成 21 年度において把握すべき条例第 48 条第 1 項に規定する特定化学物質の取扱量（以下この項において「取扱

量」という。)及び平成 22 年度において届け出るべき取扱量並びに平成 21 年度において作成し、又は変更すべき条例第 49 条第 1 項に規定する特定化学物質等適正管理書については、第 2 条及び第 43 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、第 2 条に規定する条例第 2 条第 5 号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 356 号)による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(以下「旧令」という。)別表第 1 に規定する第 1 種指定化学物質とし、第 43 条第 1 項第 1 号に規定する条例第 48 条第 1 項の規則で定める要件は、旧令第 3 条各号に掲げる業種に属する事業を営む者とする。

- 12 令和 5 年度において届け出るべき条例第 48 条第 2 項に規定する特定化学物質の取扱量については、第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する条例第 2 条第 5 号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和 3 年政令第 288 号)による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第 1 に規定する第 1 種指定化学物質とする。

附 則(平成 21 年規則第 115 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附則(令和 4 年規則第 113 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則(以下「新規則」という。)第 12 号様式は、令和 6 年度以降における市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成 15 年名古屋市条例第 15 号)第 48 条第 2 項の規定による届出について適用し、令和 5 年度における同項の規定による届出については、なお従前の例による。

- 3 新規則第 13 号様式は、令和 6 年度以降

	<p>における新規則第 45 条第 1 項の規定による請求について適用し、令和 5 年度における同項の規定による請求については、なお従前の例による。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------

○ 環境保全条例に基づく様式

第 12 号様式 (第 44 条関係)

特定化学物質取扱量届出書			
			年 月 日
名古屋市長 様			
届出者		郵便番号	
		住 所	
		名 称	
		代表者氏名	
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第 48 条第 2 項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。			
工場等の名称			
工場等の所在地			
工場等において常時使用される従業員の数			
事業者が常時使用する従業員の数 (全社)			
工場等において行われる事業が属する業種	業 種 名		業種コード
	うち主たるもの		
特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量		別紙番号 (1 ~) のとおり	
本届出が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第 45 条第 1 項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)			1 有 2 無
連絡先	担 当 部 署		
	担 当 者 氏 名		
	電 話 番 号 等		
※ 整理番号			

注 1 「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数 (全社)」の欄には、前年 4 月 1 日現在 (前年度中に事業を開始した事業者にあつては、事業を開始した日) における人数を記載してください。

2 「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2 以上の業種に属する事業を行う工場等にあつては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。

3 ※印のある欄は記載しないでください。

備考 届出書及び別紙の大きさは、日本産業規格 A4 とします。

別 紙

別紙番号	
------	--

特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量

番 号	特定化学物質 の 管 理 番 号	特定化学物質の名称	年 間 取 扱 量 (k g / 年)
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		

整理番号	※
------	---

- 注 1 別紙が 2 枚以上になる場合には、「別紙番号」の欄に通し番号を記載してください。
- 2 「特定化学物質の管理番号」の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定による届出（以下、「PRTR 届出」という。）の際に記載する管理番号の順に記載してください。
- 3 「特定化学物質の管理番号」及び「特定化学物質の名称」の欄には、PRTR 届出の際に記載する第 1 種指定化学物質の管理番号及び名称を記載してください。
- 4 「年間取扱量」の有効数字は、2 桁とします。
- 5 ※印のある欄は記載しないでください。

対応する化学物質の分類の名称への変更請求書

年 月 日

名古屋市長 様

請求者 郵便番号
住所

名 称
代表者氏名

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第 45 条第 1 項の規定により、次の特定化学物質の名称について、当該特定化学物質の名称に代えて、対応する化学物質の名称によって公表することを請求します。

工場等の名称	
工場等の所在地	
特定化学物質の管理番号	第 号
特定化学物質の名称	
対応する化学物質の分類の名称	第 類 ()
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 6 条の規定による請求等の状況	1 請求の有無 有 ・ 無 2 審査結果 (年度) 請求中・承認・不承認 (年度) 承認・不承認 (年度) 承認・不承認
秘密情報に該当する理由	別紙のとおり
連絡先	担当部署
	担当者氏名
	電話番号等
※ 整理番号	

- 注 1 請求書は、工場等及び物質ごとに作成してください。
 2 請求書は、特定化学物質取扱量届出書と併せて提出してください。
 3 「特定化学物質の管理番号」及び「特定化学物質の名称」の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定による届出の際に記載する第 1 種指定化学物質の管理番号及び名称を記載してください。
 4 「秘密情報に該当する理由」については、別紙として事実を証する書類を添付してください。
 5 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 6 条の規定による請求により承認されている場合は、主務大臣からの決定の通知書の写しを添付してください。
 6 ※印のある欄は記載しないでください。
- 備考 届出書及び別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とします。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">特定化学物質等適正管理書届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p>													
<p style="margin: 0;">名古屋市長 様</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">届出者 郵便番号 住 所</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">名 称 代表者氏名</p>													
<p style="margin: 0;">市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第 49 条第 2 項の規定により、特定化学物質等適正管理書の作成（変更）について、次のとおり届け出ます。</p>													
工場等の名称													
工場等の所在地													
工場等において常時使用される従業員の数													
事業者が常時使用する従業員の数（全社）													
工場等において行われる事業が属する業種	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 60%;">業 種 名</th> <th style="width: 20%;">業種コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">うち主たるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		業 種 名	業種コード	うち主たるもの								
	業 種 名	業種コード											
うち主たるもの													
特定化学物質等適正管理書	別添のとおり												
変更の概要													
連絡先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">担当部署</td> <td style="width: 40%;"></td> <td rowspan="3" style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">※ 整理番号</td> </tr> <tr> <td>担当者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号等</td> <td></td> </tr> </table>	担当部署		※ 整理番号	担当者氏名		電話番号等						
担当部署		※ 整理番号											
担当者氏名													
電話番号等													

- 注 1 特定化学物質等適正管理書は、工場等ごとに作成してください。
- 2 「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数（全社）」の欄には、届出日における人数を記載してください。
- 3 「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場等にあつては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。
- 4 「変更の概要」の欄には、変更の届出の場合にのみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させてください。
- 5 ※印のある欄は記載しないでください。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

事 故 状 況 等 報 告 書		年 月 日
<p>名古屋市長 様</p> <p style="margin-left: 200px;">報告者 郵便番号 住 所</p> <p style="margin-left: 200px;">名 称 代表者氏名</p> <p style="margin-top: 20px;">市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第 50 条第 1 項の規定により、特定化学物質の排出に係る事故の状況等について、次のとおり報告します。</p>		
工場等の名称		
工場等の所在地		
事故の 状 況	事故の発生日時	
	事故の発生場所	
	排出した特定化学物質の名称及び排出量	
	事故の発生の原因及びその概要	
講じた措置の概要		
工場等の周辺における被害の状況		
再発防止のための措置の概要		
連 絡 先	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号 等	
※ 整理番号		

注 1 「事故の発生の原因及びその概要」、「講じた措置の概要」、「工場等の周辺における被害の状況」及び「再発防止のための措置の概要」の欄の記載に当たっては、必要に応じ、別紙を添付してください。

2 ※印のある欄は記載しないでください。

備考 報告書及び別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とします。

○ 化学物質適正管理指針

1 目的

この指針は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）第46条第1項の規定に基づき、化学物質を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）が化学物質を自主的に適正に管理するために講ずべき措置等について定めることを目的とする。

2 化学物質の適正管理の方法

(1) 適正管理を行う化学物質

この指針に基づき管理する化学物質は、条例第 2条第 5号に掲げる特定化学物質及びその取扱量、性状等から環境の保全上の支障を未然に防止するために適正な管理が必要と認められる化学物質として事業者が自主的に定めた化学物質とする。

(2) 管理方針等の策定

事業者は、次に掲げるところにより、工場等で取り扱う化学物質についての管理の方針及び計画を定め、これを実施するとともに、化学物質の管理の改善を図るための継続的な見直しを行うよう努める。

ア 管理方針

事業者は、化学物質の適正な管理を図るための基本的な方針（以下「管理方針」という。）を策定する。

イ 管理計画

事業者は、化学物質を取り扱う工場等ごとに、管理方針に基づき化学物質の適正な管理を図るための方策を定めた計画（以下「管理計画」という。）を策定する。なお、化学物質の取扱量、排出抑制対策など具体的目標が設定できる場合は、その目標及び達成時期を定める。

(3) 化学物質の情報の収集及び整理

事業者は、工場等で取り扱う化学物質に関し、次に掲げる情報を収集し、整理する。

ア 化学物質の性状等に関する情報

化学物質等安全データシート（MSDS）等に基づき、原材料等に含有する化学物質を調査し、化学物質ごとにその性状、取扱方法、適用法令等に関する情報を収集し、整理する。

イ 化学物質の排出抑制に関する情報

文献情報等の活用により、化学物質の排出抑制に関する技術情報を収集するよう努める。

(4) 化学物質の取扱量の把握

事業者は、工場等ごとに、毎年度の化学物質の取扱量を把握する。

取扱量は、次に掲げる「製造量」、「使用量」及び「その他の取り扱う量」の合計とする。この場合において、それぞれの量は、化学物質の質量に換算した量とする。

ア 製造量

「製造量」とは、当該年度に工場等において製造した量（副生成物を含む。）をいう。

イ 使用量

「使用量」とは、当該年度に工場等において事業活動に伴い使用した量をいう。

ウ その他の取り扱う量

「その他の取り扱う量」とは、当該年度に工場等において貯蔵タンク等に搬入、搬出のみを行い、自らは使用しない量をいう。

なお、取扱量の算出方法は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の取扱量の考え方と同様とする。

(5) 化学物質の取扱工程の把握

事業者は、化学物質の取扱いに係る工程（以下「取扱工程」という。）を把握するとともに、各取扱工程における作業内容及び当該作業による化学物質の環境への排出の有無と排出量を確認する。

(6) 化学物質の管理対策

ア 取扱施設の保守管理

事業者は、化学物質を取り扱う施設及び設備等（以下「取扱施設」という。）に関して、作業前及び運転時の日常点検、定期点検、その他の適切な保守点検を行う。

イ 化学物質の排出抑制対策

事業者は、化学物質の環境への排出の抑制を図るため、取扱工程を検証し、次に掲げる対策その他の必要な措置を行うよう努める。

(ア) 化学物質の漏えい、揮発、浸透等を防止するための措置

(イ) 排出ガス及び排水に含まれる化学物質を処理するための措置

(ウ) 化学物質を含む廃棄物を処理するための措置

ウ 化学物質の再利用等使用の適正化

事業者は、環境に及ぼす化学物質の影響の軽減を図るため、必要に応じ次に掲げる対策を行い、化学物質を適正に使用するよう努める。

(ア) 取扱工程を見直すことによる回収・再利用の徹底

(イ) 有害性の少ない代替物質の使用

(ウ) 取扱量及び排出量の削減のための代替技術の導入

エ 化学物質の新規導入時の配慮

事業者は、化学物質を新たに導入するときは、当該化学物質に関する基礎的な情報を収集し、整理し、人の健康及び環境への影響を配慮した上で決定するよう努める。

オ 取扱マニュアルの作成

事業者は、化学物質の適正な管理に資するように工場等における化学物質の購入、使用、保管、廃棄等の取扱方法を定めた手引書等（以下「取扱マニュアル」という。）を作成し、これに基づき化学物質を適正に管理する。

3 化学物質に関する市民への情報提供

事業者は、化学物質に関して必要な情報を提供するための窓口を明確にするとともに、事業の内容、化学物質の排出状況及び管理の状況等に関し、環境報告書の作成及び配布、ホームページへの掲載、意見交換の実施等により、市民の理解の増進を図るよう努める。

4 事故の未然防止対策及び事故時の措置

(1) 事故の未然防止対策

ア 取扱施設に係る事故の防止対策

事業者は、取扱施設に係る事故を防止するため、次の措置を講じる。

(ア) 取扱施設の作動状況等の定期的な点検及び異常の有無の確認

(イ) 取扱施設の誤作動を防止するための作業手順及び注意点等の表示並びに作業前の危険ポイントの確認

イ 工場等外への流出防止対策

事業者は、必要に応じて工場等外への化学物質の流出を防止するための設備を設置する等の対策を講じる。

ウ 事故処理マニュアルの作成

事業者は、事故が発生した場合における化学物質に係る汚染の発生及びその拡大を防止するため、次に掲げる事項について定めた手引書等（以下「事故処理マニュアル」という。）を作成し、事故に備える。

(ア) 事故発生時の工場等内における指揮命令系統及び連絡体制

(イ) 事故発生時の関係機関への通報及び周辺への広報体制

(ウ) 事故発生時の応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法

(2) 事故時の措置

事業者は、化学物質に係る事故が発生したときは、事故処理マニュアルに基づき、次に掲げる措置を講じる。

ア 事故の状況の把握と応急措置

事業者は、速やかに事故の状況を把握し、応急措置を行うことにより化学物質に係る汚染の発生及びその拡大を防止する。

イ 関係機関への通報及び周辺への広報

事業者は、事故の発生を速やかに関係機関へ通報するとともに、必要に応じ、周辺住民等へ広報を行う。

ウ 環境調査の実施

事業者は、事故により化学物質が環境中に排出され、人の健康又は周辺の生活環境に被害を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、環境調査を実施し、状況を把握するよう努める。

エ 再発防止策

事業者は、事故の再発を防止するため、事故原因の解明、施設及び設備の改善等を行い、その結果を踏まえて従業員への教育を行う。

5 管理体制の整備

この指針 2から 4に定める措置を適切に実施するために、事業者は(1)に掲げる管理組織を設置し、(2)及び(3)を行う。

(1) 管理組織の設置

事業者は、工場等ごとに(2)の業務を担当する管理責任者及び各部門における責任者（以下「管理責任者等」という。）を選任するとともに、通常時と事故時のそれぞれに対応できる

ように管理責任者等で構成される管理組織を設置する。

なお、事業者は、管理組織における管理責任者等の役割分担を明らかにした組織図を作成する。

(2) 管理責任者等の業務

ア 管理責任者の業務

管理責任者は、管理組織において次に掲げる事項について検討し、その結果を事業者に報告する。

(ア) 各部門における責任者の職務分担の決定に関すること。

(イ) 管理方針及び管理計画の策定に関すること。

(ウ) 化学物質の環境への排出抑制の取組みに関すること。

(エ) 取扱マニュアルの作成に関すること。

(オ) 新たな化学物質の導入又は有害性の少ない化学物質への代替の際の安全性の評価に関すること。

(カ) 事故処理マニュアルの作成に関すること。

(キ) 化学物質に関する情報の提供に関すること。

(ク) 化学物質の取扱いに関する従業員の教育及び訓練の計画の策定に関すること。

イ 各部門における責任者の業務

各部門における責任者は、管理責任者が定めた職務分担に従い化学物質を取り扱う担当者を指導し、化学物質を適正に取り扱うよう努める。

(3) 従業員への研修及び訓練等の実施

事業者は、従業員の化学物質の適正な管理に関する知識及び技能の向上を図るため、従業員への研修等を行うとともに、事故発生時の円滑な対応を図るため、事故を想定した訓練を定期的かつ計画的に実施する。

6 ISO14001による環境管理システムとの関係

事業者が既にこの指針 2から 5までに定める措置をISO14001による環境管理システム等において実施している場合にあつては、その措置を本指針に基づく措置とすることができる。

7 特定化学物質等適正管理書の作成

事業者が条例第49条第 1項又は第 2項の規定により作成する特定化学物質等適正管理書は、条例第48条第 2項に基づき取扱量を届け出なければならない特定化学物質を対象として、次に掲げる事項について取りまとめたものとする。

(1) 管理方針及び管理計画

(2) 取り扱う特定化学物質の名称

(3) 特定化学物質の取扱施設における管理方法

(4) 事故の未然防止対策及び事故時の措置

(5) 管理組織

附 則

この指針は、平成16年 4月 1日から施行する。

名称 化学物質の適正管理届出の手引き
発行 令和8年5月
編集 名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課
〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話 052-972-2697
FAX 052-972-4155
E-mail a2697@kankyokoku.city.nagoya.lg.jp